

# 米軍基地関係特別委員会記録

## <第3号>

令和7年第7回沖縄県議会（11月定例会）

令和7年12月17日（水曜日）

沖縄県議会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

### 開会の日時

年月日 令和7年12月17日 水曜日  
開 会 午前10時2分  
散 会 午後4時51分

### 場 所

第4委員会室

### 議 題

- 1 令和7年9月以降の米軍関係の事件・事故について（付議事件調査）
- 2 米軍関係の事件・事故に係る再発防止策等の進捗について（付議事件調査）
- 3 陳情令和6年第135号外12件
- 4 閉会中継続審査・調査について
- 5 米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書の提出について（追加議題）

### 出席委員

委員 長	小 渡	良太郎
副委員 長	高 橋	真
委 員	喜屋武	力
委 員	大 屋	政 善
委 員	比 嘉	忍
委 員	仲 里	全 孝
委 員	又 吉	清 義

委	員	米	須	清一郎
委	員	玉	城	健一郎
委	員	仲	宗根	悟
委	員	比	嘉	瑞己
委	員	当	山	勝利
委	員	大	田	守

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明した者の職・氏名

知	事	公	室	長	溜	政	仁
基	地	対	策	統	括	又	吉
基	地	対	策	課	長	玉	元
警	察	本	部	刑	事	新	里
警	察	本	部	刑	事	知	念
警	察	本	部	刑	事	砂	辺
警	察	本	部	刑	事	吉	元
警	察	本	部	刑	事	喜	屋
警	察	本	部	交	通	山	内
警	察	本	部	交	通	仲	里
警	察	本	部	交	通	金	良
警	察	本	部	交	通	赤	嶺
							旨
							一

○小渡良太郎委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本日の説明員として知事公室長、警察本部刑事部長及び同交通部長外関係部局長等の出席を求めています。

まず初めに、令和7年9月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題とい

たします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長等の説明を求めます。

知念克幸刑事部長。

**○知念克幸刑事部長** 米軍構成員等による刑法犯及び薬物事犯の検挙状況について御説明いたします。

令和7年9月から令和7年11月末までの米軍構成員等の刑法犯の検挙については、総数が26件23人となっており、前年同期と比較しますと、6件増加となっております。

内訳は、凶悪犯の不同意性交等が2件2人、粗暴犯の暴行、傷害が3件3人、窃盗犯の万引きが2件4人、風俗犯の不同意わいせつが1件1人、なお、この不同意わいせつについては、去る11月27日の臨時の軍特委で審査事項となった事件であります。その他の器物損壊、住居侵入、建造物損壊、過失傷害が18件13人となっております。

薬物事犯の検挙については、0件0人となっており、前年同期と比較しますと、4件3人の減少となっております。

これらの事件につきましては、全て那覇地方検察庁に送致しております。

以上で、米軍構成員等による刑法犯及び薬物事犯の検挙状況についての説明を終わります。

すみません。そこで若干訂正があるんですけど、委員の皆さんにお配りした資料の中で、黒マルの2つ目、主な事件概要のところ、今御説明した凶悪犯の不同意性交等が2件2人と言いましたけど、在宅送致のときの年月のほうですけど、令和7年10月とあるところが令和7年11月の訂正でありますので、御承知おきください。

以上です。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○小渡良太郎委員長** 刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

山内敏雄交通部長。

**○山内敏雄交通部長** 資料の3ページを御覧ください。

令和7年9月から11月末までの期間における米軍構成員等による交通人身事故の発生状況及び飲酒運転の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故は23件発生し、前年同期

と比べ9件の減少となっております。

交通死亡事故につきましては、発生はございません。

続きまして、同期間における米軍構成員等による飲酒運転検挙件数は、9件となっております、前年同期と比べ2件の減少となっております。

以上で、米軍構成員等の交通人身事故及び飲酒運転検挙に関する説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○小渡良太郎委員長** 交通部長の説明は終わりました。

これより、令和7年9月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

そしてもう一点、今刑事部長の説明の中にあった、凶悪犯の不同意性交等の事案について、被害者の方々があまりこの事件が広く周知されることを望んでいないという話を委員会としても受けております。

当該事案に関する質疑がもしあった場合、質疑の内容について、慎重に質疑の内容をしっかりと精査をした上で、質疑を行っていただきますよう、委員長としてお願いを申し上げます。

質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

**○玉城健一郎委員** すみません。よろしく申し上げます。

私から何点か質問させていただきます。

まず米軍構成員等による刑法犯の検挙件数ということで、審査期間中も、9月の時点でもう既に過去最高と言われている中、審査期間中も昨年よりも多い状況にあります。

今これだけ刑法犯が増えている、総数が増えている現状というのを県警としてどのように捉えているのか。御見解をお願いいたします。

**○知念克幸刑事部長** 今回の犯罪増加の理由ということですけど、認知件数が

増加した要因については、社会情勢やまた時期的なもの、部隊の移動等もあると思います。米軍の綱紀肅正もあるんですけど、県警の取締り等々含めて、あらゆることが要因と思われれますけど、決定的にこれというのは説明しづらいところですよ。

○玉城健一郎委員 分かりました。

そもそも事件・事故があった中でこれだけ認知できているというのは、恐らく県警の頑張り、現場の皆さんの頑張りもあると思います。いろいろなところに要因があると思います。

その中で、今回凶悪犯のところで被疑者の属性が軍人とあるんですけども、部隊とかまで説明できますか。

○知念克幸刑事部長 この件につきましては、既に不起訴処分が決定された事案であることから、詳細な答弁については差し控えさせていただきたいと思えます。

○玉城健一郎委員 分かりました。

これちょっとあれなんですけれども、今回この刑法犯のものの中で軍人とかに関して、どこの部隊の所属なのかというのは県警として把握されているんでしょうか。

○知念克幸刑事部長 構成している部隊については把握しております。

○玉城健一郎委員 ぜひもし差し支えなければ、私たちのほうにもこういった所属がどこなのかというところまで、例えばそれが海兵隊なのかそれともマリンなのかいろんな要因があると思いますので、要請先でやはり言うことが変わってくると思うので、ぜひそういった情報の共有をよろしくお願いします。

○知念克幸刑事部長 今委員からありました要請については、承りたいと思えます。

○玉城健一郎委員 よろしくお願いします。

続きましてですけれども、交通部のほうにちょっと確認します。

こちら米軍の構成員のものとして人身事故とかが減っている状況の中で、いわゆる米軍車両のナンバープレートなしの部分に関して、この件数には入って

いないですよ。

○山内敏雄交通部長 そのとおり入っておりません。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

11月に普天間であって、また12月にも同じ普天間のほうで、米軍の車両が基地から出るときにナンバープレートをつけていない状況で出てきたと。ナンバープレートなしで走ってはいけないと思うんですけども、その辺りの見解をお願いいたします。

○山内敏雄交通部長 お答えいたします。

まず米軍の公用車については、日米地位協定の実施に伴う道路運送車両法の特例に関する法律において、登録番号の表示に関する規定については適用しないと。また、日本国内において運行させるに当たり、道路運送車両法で規定する登録番号表の装着は要さないということとされております。

従いまして、ナンバープレートの不着装や不備について、警察の取締りの対象外にはなっております。

しかしながら、日米地位協定第10条第2項において、容易に識別できる番号表、または個別の記号をつけることとされておりますので、基本的にはつけなければならないと。ただしちょっと例外はあるんですけども、そういったものであります。

以上です。

○玉城健一郎委員 分かりました。

非常に何か複雑な法律の展開になっているんですけども、基本的には基地の中で運行するものに関しては特に問題はないんですけども、基地外に出る場合は、地位協定上もこれは簡易でもいいからつけないといけないというのが、県警の認識なんですよ。その辺り、説明をお願いします。

○山内敏雄交通部長 そのとおりでございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

ちなみにつけていない場合で、今普天間飛行場の周辺とかであったりとか、あとは北部でもあったりすると思うんですけども、そういった場合、県警は対処をしますが、そこはもう指導という対象になるのか、それとも一般の、例

えばほかの車両、例えば外交官ナンバーであってもナンバープレートをつけていなければ、それなりにしっかり対処はされると思うんですけれども。米軍に対して、米軍公用車に対して、ナンバープレートをつけていない状況で走った場合、こういった対処をしているんでしょうか。

○山内敏雄交通部長 お答えいたします。

番号表の装着のない米軍車両を米軍施設外で発見した場合には、停車を求めて、番号表を見やすい位置に装着するように、先ほど委員がおっしゃったように指導を行っているところでございます。

以上です。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

本当に、そういったものを、なぜ番号ナンバープレートをつけているかというと、何かがあったときにいろんな被害者だったりとか、あとは目撃者がそのナンバーを確認するためのものだと思いますので、ぜひそういった指導をしっかり徹底してほしいのと、あとはいろいろこの事件・事故に関する事で米軍に対して、もちろん県警がこの間指導もされているということで、本部長もお話されていましたが、それと同時に公用車に対しても、基地から外に出る場合、ちゃんとこの番号表、ナンバープレートを表示していくようにしっかり指導をしてほしいんですけど、いかがでしょうか。

○仲里鍛交通企画課長 お答えいたします。

米軍関係機関につきましては、ナンバープレートも含めて、飲酒運転事故防止等も併せて、様々な機会を通じて要請などを行っているという状況でございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

もう一点なんですけれども、こういった飲酒運転とかで米軍構成員、米軍人の事件の場合というのは、例えば免許にしてもルールがちょっと違うじゃないですか。日本の場合だったら減点何点とか罰金幾らとか免停とか、そういった制度がありますけれども、これは米軍人に対してはどのような対応になっていくんでしょうか。

○赤嶺旨一運転免許課長 お答えいたします。

米軍人、米軍構成員等が公用車なりを使用、運転する際、仮に酒気帯びとか

で捕まった場合には、米軍が発行している運転許可証がございます。そちらについては日本国で発行した運転免許ではございませんので、行政処分の対象とはなりません。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　ということは、飲酒運転をしたとしても、行政処分の、例えば車の運転ができなくなったりという処分はないと。ただ、刑事罰である罰金とかそういったものは発生するというふうに認識でいいんでしょうか。

○赤嶺旨一運転免許課長　お答えいたします。

いわゆるS O F A免許、操縦許可書については行政処分対象とはなりません。うちのほうでは登録はしておりますので、仮にこの方が日本の免許を取得しようとした際には、違反の記録が残っておりますので、その期間内であれば免許証を交付することがないというような取扱いになります。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　すみません、ちょっと僕の質問がちょっとまずかったと思うんですけど、刑事罰、罰金という罰に関しては、どのような対応になっていくのか。

○赤嶺旨一運転免許課長　処分については、日本人と一緒にございます。

○玉城健一郎委員　分かりました。

飲酒運転とかをやっても、行政処分があっちの免許だから、なかなか取締りは難しいと思うんですけど、やはりそういったところも気の緩みというか、自分たちは日本の法律で罰せられないんだというところが、こういった事件・事故が多い要因なのかなというふうに思います。

最後になりますけれども、MPの単独パトロールに関してなんですけれども、先日誤認逮捕の事案があって、今日新聞のほうでも米軍からのコメントがありましたけれども、県警としてこのMPの単独パトロールに関して、誤認逮捕について、どのようにお考えでしょうか。

○知念克幸刑事部長　今委員お尋ねの件については、報道では承知しているんですけど、事実関係についてしっかり把握できていないので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○玉城健一郎委員 MPが動画の内容の中で、ちょっと僕から説明させていただきますが、軍人ではない方をIDがない状態で、IDを見せないからということで拘束をして、約1時間拘束をして、その後解放するときにも、同じように日本人だったらほかの人たちにも同じようにやるのかと言ったら、自分たちはできるということまで言って、それはまた県警のほうに引き渡すという話もしているんですけども。実際MPが、恐らく米軍だったらその引渡しというのはほとんどないと思うんですけど、民間人を拘束して、かつそれを県警のほうに引き渡したりとか報告した事例というのはあるんでしょうか。

○知念克幸刑事部長 今質問のあった件について、県警として把握していることはありません。

○玉城健一郎委員 ということは、県警のほうにこういった事例はないという認識でよろしいでしょうか。分かりました。

やはりまだまだMP単独というのは、この警察権も、もういろんな委員がお話されていますけれども、自分たちの、我々が県警が守るべきところを、彼らが警察権として侵害してくるという、非常に主権国家にとって屈辱的なことでありますので、ぜひとも県警として自分たちのところはしっかり守っていく。これは交通部もそうですけれども、刑事部のほうもしっかり対応していただきたいと思います。これは要請です。よろしくお願いします。

以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 よろしく申し上げます。

今回の事例を見ますと、飲酒関係が増えている。交通事故に遭う交通関係にしても、刑事のほうにしても、これは米軍の飲酒に対するリバティー制度の時間外が多いのか少ないのか。

○砂辺操刑事企画課長 リバティー制度は米軍内部の制度であり、県警において同制度の違反の把握、特定は困難となりますが、審査期間中の20件のうち、午前1時から午前5時までの時間に発生したのは6件。飲酒は6人です。そのうち4件、また飲酒も4人が飲酒絡みとなっています。飲酒絡みの4件の内訳

は、不同意性交等といった凶悪犯が1件。傷害といった粗暴犯が1件。住居侵入が1件。あと器物損壊といったその他の刑法犯が1件となっております。

以上でございます。

○大田守委員 午前1時から午前5時という間で結構発生していると思われま  
すけれども、そうなりますとリバティー制度がしっかりやはり運用されて  
いないという形になると思うんですけれども、この件に関しては、県警のほう  
では知事部局とどういった形でお話をされておりますか。

○新里秀生活安全企画課長 まずリバティー制度というのは米軍独自の活動で  
ありますので、我々から答弁する立場にはございません。

これまでも米軍の事件・事故防止につきましては、新たなフォーラムの中  
でも、県と連携しながら取り組んでいるところでございますので、リバティー制  
度ということにかかわらず、米軍の事件・事故防止については、関係機関と連  
携して取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

○大田守委員 分かりました。

あと薬物事案のほうが、今回ほぼないという形なんですけれども、米軍絡みの  
薬物関係は今出ていないと考えてよろしいのでしょうか。民間の地に流入する  
とかそういったものは。

○吉元隆組織犯罪対策課長 この期間中の検挙はございません。

○大田守委員 これに関しまして、米軍内で薬物に関する徹底した指導が行わ  
れているという結果なのかなという気はしますけれども、その点に関しまして  
は、県警のほうはどのように考えておりますか。

○新里秀生活安全企画課長 まず米軍の事件・事故防止につきましては、これ  
までも答弁してきましたとおり、いわゆる講話は米軍に対して、これまでも性  
犯罪とか薬物事犯とかそういったものも含めまして、防犯講話というものを、  
犯罪抑止する目的として実施しております。

それも一つの要因だというふうには考えられると思えますけれども、米軍の  
薬物が減っているということは、必ずしもこれだけということでは限らないと  
は思いますが、これからも県警としては、講話を引き続き実施しながら、米軍

と協力しながら、米軍の薬物事案を防止していくということでございます。  
以上でございます。

○大田守委員 よろしくお願いたします。

それと先ほど出ました単独パトロールなんですけども、これに関してはMPの仕事だし、県警のほうであまり答弁できないということだったんですが、でも県警として、今回誤認逮捕された方は民間人です。アメリカ人の民間人です。でもそういった民間人に関しては、米軍が捜査できる権利があるんでしょうか、それとも県警のほうにそれはあるんでしょうか。海外からの観光客も含めて。身の安全を守るには。

○知念克幸刑事部長 今質問のありました、もしという仮定の質問についてはお答えを差し控えたんですけど、一般論として申し上げれば、県警察は法と証拠に基づいて必要な捜査を推進して、検挙するものであればしっかり検挙していくということになると思います。

○大田守委員 質問のやり方が悪かったと思うんですけども、県民も含めて、日本人を含めて、海外からの旅行客も含めて、沖縄県で起こる全ての事件・事故に関して、県警は日本国籍を持っている方は対応できるけれども、そうでない人は対応しないということではよろしいんでしょうか。

○知念克幸刑事部長 県警としては、属性にとらわれず、米軍構成員が被疑者であろうが、それ以外の被疑者であろうが、法と証拠に基づいてしっかり捜査をしていくということに尽きると思います。

○大田守委員 主権国家の役割なんですよね。そうやってまいりますと、先ほど部長がおっしゃっていた今回の単独パトロール中での誤認逮捕、これ詳細が分かりませんという答弁がございました。

ただ私は、国籍がアメリカ人だろうが何だろうが、米軍関係者でないというのがはっきりした時点で、しっかりとした事件の詳細を、私は分かるべきではないんじゃないかと思うんですけども、その点に関してはいかがでしょうか。

○知念克幸刑事部長 繰り返しになるんですけど、仮定の話についてはちょっとお答えしづらいんですけど、判明した事実に基づいて、法と証拠に基づいてしっかり対応していきたいと思います。

○大田守委員 ちょっとすみません、質問のやり方が悪かったかもしれませんが、今回米軍が単独パトロールをしました。誤認逮捕しました。ただ県警側は、この件に関しては詳細が分からないから答弁できないというお話をしました。そうであれば、そういったアメリカ国籍を持って、沖縄県在住の方々が何度こういったことがあったにしても県警側は関わらないということによろしいでしょうか。

○知念克幸刑事部長 関わらない、そういったことではなくて、今回の件が事件だったらということでの想定なんですけど、それがまだ特定もできていない、まだはっきりしていない段階で、県警としてはお答えしづらい状況にあるということなんです。

○大田守委員 もう少し突っ込みたいと思うんですけども、この誤認逮捕のときに、その方がけがをした、傷害を受けた。その場合は県警としてどのように対処いたしますか。

これは今回アメリカ国籍かもしれません。次は日本国籍の方かもしれません。そのときはどのように動きますか。これは仮定ではないと思います。これはもうしっかりと県警はその方向性を示さないといけないと思いますけども。

○知念克幸刑事部長 もう本当繰り返しになって申し訳ないんですけど、一般論として申し上げれば、県警察は法と証拠に基づいて、属性にとらわれず、必要な捜査を実施していくということになります。

○大田守委員 そうであれば、今回の件に関しましても詳細が分からないじゃなくて、本来は詳細は分かっている、ただこういった問題ですから答弁できませんという内容だと思うんですがね。そうなりますと、詳細も何も分からないまま、全て国と国との取り決めだから県警は何もできませんという答弁になってくると思うんですよね。

やはりそこはしっかりと県警として、主権国家の警察として、これは警察権の行使ですから。そこはしっかりと明確な判断をすべきだと思っております。この点に関していかがでしょうか。

○知念克幸刑事部長 本件については日米地位協定の解釈に関わるのところも多分にある中で、国のほうでしっかりと確認しているところだと思われれます。それ

を受けて事実がはっきりすれば、県警としては法と証拠に基づいてしっかり対応していきたいということになります。

○大田守委員 新聞報道しか私も分かりませんが、韓国ではこの単独パトロールはやっていないという記事もございます。そういった中でなぜ沖縄県でそれができるのか。それとも同じように米軍基地のある三沢やそして岩国、横須賀、そういったところも同じような事例があるんでしょうか。これを県警として調べたことがありますか。

○新里秀生活安全企画課長 単独パトロールにつきましては、繰り返して恐縮なんですけれども、米軍独自の活動でありますので、県警から答弁するのは控えさせていただきたいと思います。また、他県の状況も県警として把握しておりませんので、答弁できないというところでございます。

以上でございます。

○大田守委員 分かりました。

この件に関しましては、もう県警側じゃなくて、次にまた知事公室長にちょっと確認したいと思っております。

よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

高橋真委員。

○高橋真委員 まず、米軍構成員と刑法犯等検挙状況の審査期間令和7年9月から11月末の期間においての、刑法犯についてお伺いしたいと思っております。

前年同期比と比べて比較増減が示されておりますけど、県警として今回この審査期間において、この水準というのはどういうふうな認識であるのか。今回の増減の評価をお伺いしたいと思います。

○知念克幸刑事部長 今回の発生状況を捉えて、水準ということは特に定めたことはないんですけれども、増加したことについては、先ほどもお伝えしたように様々な要因があるものだと承知しております。

○高橋真委員 この審査期間中において増加をしているということに関しては、

特に何かそういう水準というか見解をお持ちではないんですか。

○知念克幸刑事部長 四半期ごとの一期間の増加を捉えて一喜一憂するものではないんですけど、再発防止含めて検挙活動を徹底していて、できるだけ少ない数には持っていきたいと思っております。

○高橋真委員 では、その下にあります年の累計であります。この年の累計は過去数年の推移と比較して、今年度の水準というのはどのように位置づけられるのでしょうか。県警の見解をお伺いいたします。

○砂辺操刑事企画課長 御説明します。

令和7年中の1月から11月末までの刑法犯の検挙数は、総数が94件75人となっており、その内訳は、凶悪犯が6件6人、粗暴犯が18件18人、窃盗犯が14件11人、風俗犯が5件4人、その他が51件36人となっております。

前年同期と比較しますと、30件5人の増加となっております。具体的には、不同意わいせつ、公然わいせつといった風俗犯、器物損壊、住居侵入などといった、その他が増加しているところであります。

犯罪の発生の要因でございますが、その時々的情勢など様々な要因があると考えられますので、一概に申し上げるのは困難であります。

以上であります。

○高橋真委員 増加しているという結果を受け止めて、県警として、これはどうという評価を、認識をなされているのでしょうか。お伺いいたします。

○知念克幸刑事部長 委員がおっしゃるように、当然増加しているということを受けて、多く発生している犯罪等へターゲットを絞った検挙もしくは対策、刑事部の検挙と併せて生活安全部が行っている再発防止に向けての連携を取りながら、何が効果的なのかということも探りつつ、施策を実行していきたいと思っております。

○高橋真委員 今後の取組はお伺いいたしました。要は今回のこの結果を受け止めて増えているという、これはどのような水準にあるんですかという見解をお持ちですかということでもあります。注意を要するものなのか。改善しているものなのか。

○砂辺操刑事企画課長 御説明します。

刑法犯の認知件数につきましては、令和6年11月末の対比でございますが、令和6年が8810件で、前年比482件の増。今年令和7年、暫定値でございますが9617件で、前年比807件の増となっております。

コロナ禍が明けまして、令和3年頃から犯罪の刑法犯の認知件数につきましては、右肩上がりで増えているような状況でございます。

以上でございます。

○高橋真委員 つまり右肩上がりで犯罪が増加している。今回のこの米軍構成員等の刑法犯の部分を受け止めて言うと、県警としてはどうお考えなんですか。

○知念克幸刑事部長 今説明したとおり、認知件数というのは米軍構成員等だけの事件じゃなくて、全般的に増えている状況の中で、両方増えている。認知件数があると。コロナ禍が明けて、社会経済が活発になってというのもあるんですけど、それを理由にそのまま野放しにするわけにはいかないわけですから、当然県警としては、県警も含めて防犯対策をしっかりしていきたいということでございます。

○高橋真委員 少し議論を戻します。今全体の認知件数の傾向性を述べていただきました。それとリンクするような形で、米軍構成員等の刑法犯が伸びているというような印象を受けるわけなんですけど。私たちが今審査しているのは米軍等の刑法犯の検挙の状況でありますので、それが増加をしているという傾向については、県警としては、しっかりとどういう水準で推移しているからどういう課題を持っているのかという認識があるんでしょうか。具体的なものをお聞きしています。

○知念克幸刑事部長 数が増えていることについては、当然様々な理由があるということで、特定的なことはまだ把握はできていないんですけど、ただ発生も増えているんですけど、検挙についてもかなり力を入れていて、数も増加している状況なものですから、引き続き検挙活動と防犯対策をしっかりやっていきたいと考えています。

○高橋真委員 県警の頑張りはよく分かります。今増えているという現状がある。検挙も伸びている。そしてそうした傾向というのは、県警として好ましい状況ですかということを知りたいんです。その水準が高くなっていくこと自

体が好ましい状況なのか、そしてまたそういう水準、検挙も認知件数も増えていくことというのは、実際にこれはどのような水準にあるとお考えなのかということでもあります。注意を要しませんかと私は聞いているんです。私の意図は。

○知念克幸刑事部長 委員がおっしゃるように、好ましい状況ではないと、当然県警としては判断しています。ただその分析をしつつ、県警としてはできる限りの検挙活動、防犯対策をしっかりと徹底していきたいということです。

○高橋真委員 ではこの水準というのは高いほうなんですか、低いほうなんですか。これまでのものと比較をすると。

○新里秀生活安全企画課長 お答えします。

一部訂正がございますけれども、まず先ほど刑法犯の認知件数のお話がありましたけれども、これは令和4年から4、5、6年、今年も増加傾向にあるということでございます。

刑法犯、いわゆる犯罪が増えるということに関しましては、県警は非常に危惧をしております。もちろんですけれども、県警の目的は1件でも犯罪を減らしたいということでございます。

一方で、米軍の犯罪、いわゆる検挙件数というのは、過去20年間でたしか最多になってきていると思います。

一方で、ただ米軍の検挙件数が増えるということイコール米軍の犯罪が増えたということには決してならないと。いわゆる検挙した数がこれだということでございますので、ただ米軍の犯罪、検挙が増えているということは、仮説として米軍の犯罪も増えている可能性もありますので、それは、県全体の数も増えているので、県警としては各種防犯対策を実施しながら、また検挙対策、いわゆる犯罪捜査も力を入れて抑止してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○高橋真委員 県警の頑張りはよく分かります。要はこの数字をどう捉えるかということが非常に重要であろうと考えております。つまりこれだけ現場で起きる検挙が増えたと、認知件数と検挙が増えているということは、次のフェーズとしては、いわゆる被害を、犯罪が起きないように被害をどういうふうに対策するかということが問われてくるんだろうというふうに考えておまして、その数字の受け止め方というものをもう一度県警として、御答弁いただけないでしょうか。

○知念克幸刑事部長 委員がおっしゃるように、当然認知件数を減らしたいという思いで県警としても対応していております。米軍構成員等に係る問題を取り上げているこの委員会ですけど、だからこそ沖縄市もしくは地方自治体から要請があれば、できるだけ認知件数を減らしたいという県警の思いとも合うのであれば、パトロール等できる限りのことをして行って、認知件数を抑えたい。その中で検挙件数も増やしていきたいという中での活動は、取り組んでいきたいと思っています。

○高橋真委員 最後に確認いたします。

今回の増加している傾向を問題だと。県警としてもしっかり課題として受け止めているということは確認してもよろしいでしょうか。

○知念克幸刑事部長 そのとおりです。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 最初に刑法犯の検挙状況についてお聞きしますが、この3か月間の期間でこれだけの検挙があったということは、本当に許せないと思います。

ちょっと確認ですが、その他の刑法犯18と数が多いんですけれども、この内訳を説明願えますか。

○砂辺操刑事企画課長 お答えします。

その他の18件につきましては、建造物損壊が2件、器物損壊が11件、住居侵入が4件、過失傷害が1件でございます。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 先ほど大田委員の質問の答弁漏れだと思うんですけれども、このリバティー制度、午前1時から5時までの飲酒が禁止されているはずですが、交通の分野は報告がなかったので、お願いいたします。

○金良建交通指導課長 お答えいたします。

配付資料のほうでは、3か月、今期における飲酒運転の検挙件数というのは

9件という形になっております。この9件というのは、いわゆる行政処分を行った確定値でございますが、実際この期間に検挙された逮捕者は12名となります。若干の速報値と時差が生じるということをご理解いただきたいと思います。資料上は9件ですが、実際この期間に逮捕された人は12名。その12名のうちに、リバティ制度のいわゆる午前1時から5時までの間に逮捕されたという人は3人という形でございます。なお、逮捕者と飲酒時間については特定はしていないという状況で御理解いただければと思います。

以上でございます。

**○比嘉瑞己委員** この後、対策についてもあるんですけども、米軍はこの相次ぐ事件を受けて、4月からこのパトロールをやっているわけですよね。皆さんの資料、今年の1月からの統計はあるんですけども、パトロールを開始した4月から現在までのそれぞれの犯罪検挙件数は分かかりますか。

**○砂辺操刑事企画課長** お答えします。

米軍関係者の刑法犯の検挙件数につきましては、令和4年4月から11月末現在、合同パトロール、単独パトロールが開始された4月から11月末現在で、米軍関係者は80件63人。前年同期比で28件8人増加しております。

以上であります。

**○仲里鍛交通企画課長** お答えいたします。

米軍構成員等による飲酒運転の検挙件数につきましては、本年11月末現在41件、月平均3.7件となっております。うち合同パトロール実施前の1月から3月の3か月間につきましては、合計12件の検挙、月平均4件となっております。合同パトロール実施以降の4月から8月までの5か月間につきましては、20件を検挙。単独パトロールが追加された9月から11月末までの3か月間につきましては9件の検挙となっており、4月から11月の合計は29件、月平均は3.2件となっております。実施前の3か月より月平均で0.8件の減少となっております。

一方で、減少の理由について、その要因が合同、単独パトロールの効果か否かについては、現時点では不明ということでございます。

以上でございます。

**○比嘉瑞己委員** パトロールをやるからには、一件もあってはならないと思うんですよね。後で知事公室には聞くんですけども、県警から見て、リバティ

一制度は本当に効果があると思いますか。

○新里秀生活安全企画課長 繰り返しで申し訳ございませんけれども、リバテ  
ィー制度につきましては、米軍の独自の活動でございますので、その効果につ  
きましても、県警から答弁をすることは差し控えさせていただくということで  
ございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 分かりました。

次に行きます。刑法犯で、この間新たに分かった不同意性交等の2件につ  
いて伺いたいと思います。5月の事件、6月の事件ともに書類送検となっていま  
すが、身柄拘束、逮捕はしなかったのですか。

○知念克幸刑事部長 不拘束で事件送致しております。

○比嘉瑞己委員 すみません。2件とももう少し詳しく説明を。拘束して検挙  
している……。

○知念克幸刑事部長 2件とも逮捕ではなくて不拘束で事件送致しております。

○比嘉瑞己委員 逮捕しなかった理由は何ですか。

○知念克幸刑事部長 逮捕に当たっては、一般論になりますけど、逮捕の理由、  
逮捕の必要性等々を十分吟味しながら、今回については逮捕の必要性がなかつ  
たということで不拘束で送致しております。

○比嘉瑞己委員 この間あった事件で、米軍との捜査協力云々というのはこれ  
とは関係なく、皆さんの判断で不拘束としたということによろしいんですか。

○知念克幸刑事部長 当然米軍捜査機関の協力も得て、事件送致しております。

○比嘉瑞己委員 結果としてこれは不起訴となっております。不拘束の影響で  
十分な捜査ができなくて、不起訴になったという見方にもなりませんか。

○知念克幸刑事部長 そういったことではなくて、米軍捜査機関の協力の下、

調整を得て、証拠等を固めていって事件送致したということです。

○比嘉瑞己委員 公務外の事件であれば、地位協定上も身柄の引渡しを求めることができるとなっています。今回この身柄引渡しの件については、皆さん求めなかったんですか。

○知念克幸刑事部長 身柄引渡しについては、国のほうで判断される材料だと思いますので、県警としては答える立場にありません。

○比嘉瑞己委員 県警が警察庁に報告をするということは、この間確認していますけれども、その際に国のほうに上げる場合にも、これは身柄引渡しを求めるべきだと。沖縄県警から意見をつけて求めることも報告することもできると思います。そういったことは皆さんやらないんですか。

○知念克幸刑事部長 事件発生を受けて、被疑者の特定等、また事件捜査を進めていく中で、法と証拠に基づいて事件捜査していくんですけど、その過程の中でも米軍捜査機関の協力を得られて、しっかり捜査を成し遂げて事件送致している状況にあります。

○比嘉瑞己委員 今年だけで6件の不同意性交が起きております。県警が逮捕したのは何件ですか。

○喜屋武一郎捜査第一課長 1件でございます。

○比嘉瑞己委員 この6件のうち不起訴は何件ですか。

○喜屋武一郎捜査第一課長 すみません。逮捕については1件もありません、今年も。逮捕はありませんが、起訴のほうは1件あります。

○比嘉瑞己委員 これだけ不同意性交等という凶悪犯ですよ。それなのにみんな不拘束。逮捕せずに、皆さん事件送致している。結果としては、起訴は1件にとどまっています。これは皆さんとしても本当は悔しいんだろうと思いますよ。これはやはり地位協定上、問題があると思いますよ。身柄の引渡しは求めることができる。1995年の暴行事件を受けて、運用改善という形でなっているわけですから。これをちゃんと求めるべきだと思いますよ。それでも外務

省のホームページを見ても、僅か数件ですよ。

だからやはり現場の皆さんが、これは自分たちで身柄を拘束して、取調べ、捜査をしたいということをおね、意思表示をちゃんと国に示すべきだと思っております。どうですか。

○知念克幸刑事部長 繰り返しになりますけれども、日米地位協定の解釈については、運用についても、県警がコメントする立場にありませんので、回答を差し控えさせていただきます。

○比嘉瑞己委員 県民の安心・安全を守っているのは皆さんですから、皆さんがきちんと声を上げることが大切だと思います。

続いて、公表の在り方について伺いたしたいと思います。

皆さん、逮捕もしないから、この事件については公表もされません。県への報告も書類送検の後です。同時ですか。書類送検したときに県に報告。県が防衛省や外務省に抗議や再発防止を求めるタイミングもずっと遅れてしまうわけですよ。

で、結果として事件はなくなる、過去20年で今もう最多になっている。これはやはり前から言っているように、県警が覚知した時点で、もちろんプライバシーの保護はもう最重要ですけれども、公表できる範囲で、また米兵による事件が起きたということで、注意喚起を促すことで、もしかしたら防げた事件もあったかもしれないですよ。米軍への働きかけもできたかもしれない。この公表の在り方、皆さんちゃんと必要最小限の公表の仕方があると思うんですよ。改めてこの件について見解を求めます。

○知念克幸刑事部長 米軍構成員等の事件に関する県への情報提供については、報道発表文の通知、それと県警ホームページへの犯罪統計数値の掲載などのこれまでの運用に加えて、昨年7月以降は、県からの要請を受けて、米軍構成員等による性犯罪で報道発表しないものについて、事件検挙、すなわち逮捕または送致した後に、那覇地方検察庁と相談の上で、被害者のプライバシー保護、心情への配慮に特に留意しつつ、県に情報提供しているところであります。適切に対応しているところというふうに考えています。

今委員の質問であった件なんですけど、提供する情報については、性犯罪という事案の特性や捜査途中の段階であるということをおさえて、個別の事案ごとに慎重に判断し、那覇地方検察庁と相談の上で提供しております。それについては御承知おきいただきたいと思います。

○比嘉瑞己委員　どんな犯罪であっても、被害者のプライバシーの保護というのは、守るべきというのは、全部共通していると思いますよ。必要最小限の公表の在り方があると思います。

皆さん、この公表、報告の仕方もそうですけれども、公安委員会の意見は聞きましたか。

○知念克幸刑事部長　昨年の7月に県への情報を提供するという事についてはこういった形でしっかりやっていますということで報告をしております。

以上です。

○比嘉瑞己委員　公安委員会ではどんな議論がされましたか。

○知念克幸刑事部長　県からの要請を受けて、こういった形で情報提供していきますということをお伝えしております。やはり委員の方々からも、被害者のプライバシー等々にしっかり配慮しつつ、情報提供はしてくださいといったようなニュアンスがありました。

○比嘉瑞己委員　委員長に要望ですけどね。やはり公安委員会の役割は重要だと思うんですよ。今後審査のときには、公安委員会の出席も求めたいと思います。御検討をお願いしたいと思います。

続けますけれども、今の報告のやり方だと、事件送致した時点に県に伝える。議会にはこうやって、会期ごとの軍特委員会ではか数値ではか分からない。結局は実際には報道が先になって、私たちも県民も知ることになっているというのがここ最近の現状です。これだと、ほかにも実は皆さん知っていて、私たちに知らせていない事件があるんじゃないか、こういう疑念がずっと膨らんでいくわけです。これはもう会期、この期間中のものですけど、現時点での皆さんが覚知している米兵犯罪というのは何件ありますか。これだけですか。

○知念克幸刑事部長　県警として、今の質問に対してお答えすることはできません。

○比嘉瑞己委員　こういうふうには、やはり答え切れないというふうになっていくと、県警への信頼もなくなっていくと思うんですよ。県に対しても。やはり米兵犯罪が起きたということは、私は必要な範囲でちゃんと公表すべきだと思います。

う。どの犯罪でもそうですけれども、特に米兵犯罪は、積極的に県民に、国民に、主権者に知らせる必要があると思うんです。なぜ日本に米軍基地が存在しているか、日米安保条約ですよ。この条約上、受け入れている基地から派生する事故である以上、国民、主権者が知る権利があるはず。それなのに、皆さん事件が送致後に報告するとなると、私たちの知る権利の問題にも関わってくるんですよ。

そういった在り方について、もっともっと私は検証が必要だと思います。公安委員会の責任も私は重いと思いますので、引き続き追及していきたいと思います。

終わります。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 人身事故とか飲酒運転は減少傾向が見えていますが、リバティー制度や米軍単独パトロールの成果があったから減っているのかという、県警はそういう見方をしているのか。これについてお答えください。

○山内敏雄交通部長 お答えいたします。

軍特委では四半期ごとに報告を行っております。いわゆる飲酒運転の件数でありますとか事故の発生状況につきましては、いわゆる増減を繰り返している状況で、一概にリバティー制度が効果を発揮しているとか、そういったものについては要因はございません。

他方で、今年に入りまして人身事故等が減少しているというような状況もございまして、全体を含めてそういう減少傾向にあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○喜屋武力委員 米軍側が単独でこれを行っているということに関して、県警としては、これをやってほしいのかやってもほしくないのか、それについて率直にお答えください。

○新里秀生活安全企画課長 先ほどから答弁させていただいておりますけれども、リバティー制度とか、それから単独パトロールというのは、米軍独自の活動でありますので、県警察から答弁することは差し控えさせていただくという

ことでございます。

以上でございます。

○喜屋武力委員 私がお聞きしたいのは、やはり米軍独自でやっていることに對して、県警としてはやってほしいのかほしくないのかというのを、これを直接……。

○新里秀生活安全企画課長 委員がおっしゃるとおり、やってほしいのか、ほしくないのかということも含めまして、これは米軍の活動でございますので、県警から答弁することはできないということでございます。

以上でございます。

○喜屋武力委員 誤認逮捕があったような話がありまして、民間人を逮捕したということがあります。民間人と軍人との仕分、どういうふうに見て、捕まえて話してからでないか民間人なのか軍人なのかというのは分からないですよ。やはりそういったものは、証明書を見なければ軍人なのか民間人なのか分からないと思うんですけど、どういうふうな感じで仕分するんですか。

○新里秀生活安全企画課長 繰り返して申しわけないんですけども、米軍が行っている単独パトロールでございますので、米軍がいかなる方法でそれを識別しているかということも含めまして、県警から答弁することは差し控えさせていただきますということでございます。

○喜屋武力委員 県警として、警察として、この人は軍人なのか民間人なのかというのは、どういうふうに仕分できる方法もあるんですか。

○新里秀生活安全企画課長 警察の活動というものを——属性に限らず、警察というのは、まず仕分けるというよりも、どのような人に対しても職務質問ができるということではございません。これは要件がございますので、法に基づいて警察活動というのは行っています。その中で、我々としたら属性を識別するというものではございませんで、いわゆる犯罪を犯しているのか、犯そうとしている者なのかということによってやっておりますので、米軍がどの識別をしているかということまで、我々から答弁できないということでございます。

○喜屋武力委員 課長が言っているように、やはり何か起こしたから逮捕され

たんじゃないかなと私は見ているんですよ。だから、こういった誤認逮捕とかそういった話が出ている中で、私たちもなぜこの人が民間人なのに逮捕されたのかというのが分からないんですよ。こういったときに、やはり米軍側も県警のほうも、ここにいたんだったら、ここで捕まえたときに、これは沖縄県警側だと、これは米軍側だと。そこで話し合う中で、沖縄県警が取るのか、向こうが取るのかというのができたと思うんですけどね。今後のパトロールについても、県警もやはり2人ぐらいはつけてもらいたいなというのがありますが、そこについてどう思いますか。

**○新里秀生活安全企画課長** 今委員がおっしゃっていることは、米軍が行っている単独パトロールに県警察も参加するべきではないかというふうな趣旨で、私は捉えておりますけれども。今のところ県警察としてもそのような予定はございません。

以上でございます。

**○喜屋武力委員** そういった問題については、私たち議員も、民間人を拘束した、逮捕したということの問題ですので、これをどう解決するかというのが見えないんですよ。今後もそれはあると思うんですよ。そういったことに関しては、やはり合同で話し合っ、そういった場に立ち会ったときには、やはりすぐこれは県警側のほうなのかというのができるような体制も取らないといけないんじゃないかなと思われるんですけど、今後どういうふうにやっていくのか、最後にお聞かせください。

**○新里秀生活安全企画課長** 米軍の単独パトロールに限らず、県警察におきましては、繁華街であるとか歓楽街であるところのパトロール等を強化しております。その中で、あらゆる事件・事故の防止、県民の安全・安心を確保する。それから検挙活動も含めてそういったもの、属性にとらわれずに、いろいろな活動を強化していくということでございます。

以上でございます。

**○喜屋武力委員** 米軍側としては、やはり事件・事故を未然に防ぐために単独パトロールをやっていると僕はそういうふうに思っているんですけど。今までなかったものを、繁華街とかに出て、未然に事件・事故を予防するという考えでやっていると思うんですが、基地外は管轄はやはり県警、県の仕事ですので、これも今後は一緒になって考えるべきじゃないかなと思うんですけど、これに

ついて頑張って話しながら、話合いを持ってやっていけたらなと思うんですが、もう一度お願いします。

○新里秀生活安全企画課長 委員がおっしゃるとおり、沖縄県における治安の確保は県警の責務でありますので、しっかりと対応していくというところでございます。

また、米軍独自の活動については、繰り返しで申し訳ないんですけど、県警から答弁することはできないんですけども、引き続きいろんなフォーラムとかいろいろありますので、その中で県や米軍と連携しながら各種犯罪抑止対策を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 あと少しだけちょっとお願いいたします。

まず1点目に、例えばこういった議会のほうで、お互い問題に指摘事項、改善策と、例えば県警並びに皆様方にあった場合に、例えば県また外務省と皆さん、これをこうしてもらいたい、これはどうなっているかというそういった協議が例えば定例会みたいにあるのかなのか、その辺は皆さん、どのようにこれまで取り扱われていますか。ここで議論しても、そこで県警で終わっているのか。そしてこれが県で指摘された事項、共に犯罪をなくすためにこういうふうにして取り組んでいきたいと、そういった協議会とか打合せ等はありませんかということですが。

○新里秀生活安全企画課長 お答えします。

これまでの取組でいえば、従前のフォーラム、それから先般始まりました新たなフォーラムの中でお話合いをしたり、それからそのための事務方のいろいろ県とのやり取りというのがございます。

以上でございます。

○又吉清義委員 ですから、やり取りがあることは結構ですが、やはりこういった、例えば月定例会とかそういった、急遽これはすぐ改善しないとイケないと、そうなった場合に集まる体制とかそういうのも確立されていますかということ。こういうのはまだないということ。理解していいのかな。

○新里秀生活安全企画課長 県警が主催しながら、そういったことをしているということがございません。

以上です。

○又吉清義委員 何もこれは私は県警の責任ではないかと思うんですよ。これは県警並びに知事含め、外務省もやはりそういうチームをつくることによって、例えば去った議会でも軍車両、お互いの公道を走る場合、沖縄県内の道路を走る場合、ナンバープレートについてやはり取り上げられました。そこには何かということ、どうしても解釈の違いがあるものですから。識別が分かる表示をすればいいという、この識別が分かるというのはおのおの違うわけですよ。それはやはり最低限これはするべきだと、こうしてもらいたいというのを言える場を設ければ、私はこのナンバープレート問題も早めになくなるかと思えますよ。ですからこのナンバープレート問題についても、正直言ってこれまでの定例会、そして去る9月、あれは新聞に載ってございましたけど、これについても、お互い県をはじめ、外務省との打合せがなかったというふうにしていいのかな。ありましたか。

○金良建交通指導課長 お答えいたします。

先日新聞報道があった件に関しましては、外務省沖縄事務所とも連携を密にしながら、本件については日米の合意事項で外務省のホームページに、ナンバープレートの記載状況等については載っているということで、外務省が所管ということでございますので、外務省のほうから米側のほうにはそういう申立てをしていきたい旨の連絡があったというところでございます。

○又吉清義委員 それはそれで結構ですよ。記載事項でこういうふうに乗るという中で、だからポイントが何かということ、識別で表示ができるという解釈の違いがあるものですから、それをどこに違いがあるのか。やはり皆さんとしても、皆さんがやるのか、外務省が明確な回答を出すのか、県知事が出すのか分かりませんが、やはりこれをお互い、県内の米軍と一緒に識別が表示できるというのはこういうことだよと。認識のずれを直せば私はすぐ直るかと思えますよ。ダンボールのナンバープレートを書いても識別ですから、そこに人形を下げたってこれも立派な識別ですから、そういうふうには解釈をしていると。その中で特にもっと重要なのが、県警と外務省、県を含めさらにやってもらいたいの、例えばこの米軍の車両事故。そして刑法犯とか刑事事件を起こす

方々。例えば米軍も外務省も県も一緒にこの犯罪捜査、これを捕まえる、逮捕だけじゃなくて。私は二、三年前にも皆様に申し述べましたけど、事件を起こした方々というのはローテーションで沖縄に来ますと。最初に米軍が沖縄に派遣されるのは、沖縄県が初めてですよ。であるならば、そこの教育は普通の教育の仕方ではなかなか厳しいですよ。特にこれは1年未満の方が犯罪、事故を起こしたのか、1年から2年未満なのか、2年以上なのか、そういった識別はしていますかということをお伺いしますが、そこまでは踏み込んではいませんか。事件・事故を起こした方というのが沖縄に来て、ローテーションで沖縄に配属された、これ1年未満よね。これ1年から2年未満よね。2年以上よねと。それが分かると大分答えが出てくると思いますが、どうでしょうか。そういった識別はしていませんか。

○山内敏雄交通部長 交通に関してなんですけれども、軍の中で基本的には講習会等を開催しているんですけども、細かい、本人のいわゆる在籍年数までについては確認を取っておりません。

以上です。

○又吉清義委員 刑法犯もどうですか。やっているかやっていないか。

○知念克幸刑事部長 交通と一緒に刑法犯についても、年数とか赴任して何年とかそういったことの把握を踏まえてということではありません。

○又吉清義委員 ぜひこの辺は外務省、防衛省、そして県も含めて、そこまで深く踏み込んでみたらいかがですかと。本当にアメリカの州で各種法律が違いますよと。とても極端な例を出すと、カリフォルニアを例に出すんですが、カリフォルニアで13万円盗んでも罪じゃないんですよ。生活で必要だからどうぞやってくださいですよ。逮捕されないんですよ。そういったことを理解する方々が沖縄に来て、刑法犯なんて思いませんよ。何でよ、自分が住んでいるところでは逮捕でも何でもないので。大麻を持ってやったって、いや何でもないのでよ、自分で使うの、どうぞですよ。州によってそれぞれ違うと。ですから1年未満の方々がそういった意識で来て、認識があるならばかなりずれが出てきますよ。性犯罪についてもそうですよ。僕らの想像とアメリカ州の法律は全然根本から違いますよ。それを分からずに皆さんが捕まえようと、これは駄目だと言ったって、従来の在り方で変わりますかと。多分このローテーションで来た方を1年未満なのか、1年から2年目までなのか、2年以上なのかを分け

ることによって、かなり答えが出てくると思いますので、ぜひそこまで努力して、識別をしてみたらいかがですかと思いますけど。いかがですか。問題点はないかと思いますが、こういう識別をすることは。やはり事件・事故を減らすという大きな目標に向けて進むためには、これも必要かと思いますよ。いかがですかね。こういったことも可能性がありますか。

**○知念克幸刑事部長** 今委員から要請のありました件については、当然在沖の米軍というのが赴任されたときには、それなりの教育を受けております。性犯罪の件についても、令和5年6月に刑法と刑事訴訟法の一部改正があったので、ほかのところとは違いますよ、これだけ厳しくなっていますよというのは、その都度教育なり、弁護側の教育機関、教育する方々に伝えて、そこから落としてもらおうとか、また県内における飲酒運転の基準とかその辺についてもしっかりこの新隊員のときでやっている。また、事件・事故が起こったときには申入れをして、再度やってもらう。またうちの県警としての防犯を主体として、都度都度やっていっているという状況にはあると思います。

**○又吉清義委員** ですから、それがこういった教育を受けているのも事実でありますよ。ですから、例えば1年未満の方々の事件・事故が多かったとしますよ。年に2回やっている回数を4回、5回に引き上げればいいじゃないですか、皆さん。ですからそういった識別をしてみたらいかがですかと。多分そこには我々の目に見えない共通点があるかと思います。ですから、我々は事件・事故をなくしたいのであって、捕まえるのが目的じゃないかと思うんですよ。事件・事故が起きることを防ぐと、そのためにどうあるべきかというのを、皆さんのほうで強く要望する、知事も動かすと。ただ知事みたいに基地反対運動して、具体策に入れないということじゃなくて、いかに具体的に解決するかというのを、ぜひ取り組んでいただきたいなということをお願い申し上げます。

そして、私個人的な意見なんですけど、米軍が道路パトロールすることは、私はこれは非常にいいことじゃないかなと思うんですよ。例えば、私たちの地域でも、犯罪が多いところに、そして不良者がたまるところには、わざわざ県警、そして地元の警察にパトロールしてくださいとお願いすると、減るんですよ。空き巣なんかも。そういう中で今回は残念なことに、米軍の単独パトロールの中でやっちゃいけない誤認があったの、これも事実です。これを直さないといけないです。例えばその中で、米軍と県警との連携プレーで、米軍から単独パトロールをする場合に、今日はここの部分を単独パトロールしていますと。そういった通報体制というんですか、連携プレーをすることによって、例えば米

軍でこれおかしいよとなった場合、ぜひ県警もそこをパトロール、その地域をしている方に通報して、一緒に見てもらえませんか、来てもらえませんか。であれば、皆さんも強いて自分の任務外のことをするんじゃないんですが、少しだけ時間を割いてもらえば、これをより確実に正確に、私は防犯体制につながるかと思うんですよ。ですから、合同パトロール以外でもこの単独パトロールに関して、これをいかに犯罪をなくすかというのが大きな趣旨、目的の中で、皆さんと県警と米軍とのそういった通報体制とかそういうシステムができているかなというのを、ちょっとお伺いしたんですが、そういった体制等は全く関係ございませんのか、できていますか、どんなでしょうか。

○新里秀生活安全企画課長 お答えします。

米軍が行う単独パトロールにつきましては、先ほどから答弁しているとおおり、米軍独自の活動でありますけれども、米軍のほうからは適宜パトロールの実施計画については、事前事後に限らず、我々への通知、お知らせというのがある場合もございます。

我々としては、米軍の単独パトロールが行われるかどうかのいかににかかわらず、その地域の犯罪情勢に基づいた県警のパトロールを実施しているというところでございます。

以上でございます。

○又吉清義委員 ですから、県警は地域の防犯であり安全のパトロール、それでいいんですよ。しかしその中で、例えば那覇地区は今日はAさんというチームがパトロールしていますよねと。そこに単独パトロール、今日は那覇地区のどの地区を回りますよと、重点でいきますよとなった場合に、県警がやっている方々同士の情報交換があることによって、私はさらに強化されませんか。そして誤認に関しても防ぐことができませんかと。ですからそういった通報体制をつくることも一つ、いいことじゃないのかなと。例えば皆さんが、あそこであれ、これ日本人じゃないよね、外人だよね、米軍だよねと言ったって、皆さんは手を出すことできないわけですよ。そのときには、通報体制で来てもらうとかそういうのすることによって、さらに私は重みが出てくるし、こういうのは、強化されてくるものじゃないかなと思うんですよ。ですから、そういった体制等も御検討していただいたらいかがですかということなんですよ。

今、やっていないという答弁かと思いますが、そういったのを一歩踏み込んでやることも必要じゃないのかなと思いますけど。

○新里秀生活安全企画課長 まず前提として、県内の治安責任というのは県警にあるということ。それから米軍が行う活動、先ほど委員から米軍であるからどうかということですが、何らかの対応をするということとはございません。県警が行うのは犯罪を抑止したり、犯罪が行われた場合に捜査をするということでございます。

先ほどから申しているとおおり、米軍からは単独パトロールにつきましては適宜、いついつやります、どこどこでやりますという通知は基本的には行われている。我々としてはそれを承知しているという中で、県警としては県警が主体となって、その地域の犯罪情勢に基づいて、パトロール等を強化するということでございます。

以上でございます。

○又吉清義委員 ですから別にそれでいいんですよ。そういう中で、だから単独パトロールであり、そういった通報体制の確立も可能ですかと聞いているわけですよ。ぜひ検討して、可能であれば、皆さんの業務に支障がないように、可能であれば、そういうのを連携チームを組むことによって、さらに強化ができませんかと。要するに皆さんも強化パトロールをする、米軍も強化パトロールをする、皆さんも防犯を守ること、やはり犯罪をなくそう、事前に防ごうというのが大きな趣旨ですから、趣旨、目的は一緒ですので、そういったことをもう少し軟らかく踏み込んで深くできるならば、さらにいいことではないのかなという私の個人的な意見なものですから、私はだから米軍のこの単独パトロール、今回はちょっとこれやっちゃいけないことなんだけど、やはりしかし犯罪が私は減るもんだと思っておりますので、ぜひ減らすためには、米軍はじめ県警はじめ、ぜひ頑張ってもらいたいなということがあるものですから。

あと1点、お願いします。

例えば米軍の飲酒運転についてなんですけど、例えば沖縄の飲酒運転というのは、統計的に検挙されるのが大体朝5時から8時の間の出勤時間と、そして夜の11時、1時、2時、こういった時間帯ですけど、米軍もこのように検挙される件数が多いパターン的なものがあるかどうかです。

○金良建交通指導課長 お答えいたします。

飲酒運転の場合は、飲酒してその直後に運転するパターンと、飲酒して仮眠をして検挙されるパターンとかがあったりするので、一概に何時からとかどうだということは申し述べにくいんですけども、最近の傾向としましては、当然深夜の時間帯と、また朝方の時間帯に集中して検挙されているという現状があ

るという状況になります。

以上になります。

○又吉清義委員 ですから、米軍もこのようなパターンがありますかと聞いています。

○金良建交通指導課長 そのとおり、県民と同じように米兵等についても同じような傾向が見受けられるという状況にあります。

○又吉清義委員 やはり同じような傾向が見られるということで、ぜひそれをなくすように、どうあるべきかということと、例えば朝検挙される方々というのが、やはり多くの方々が確かに夕べは飲みましたよと。8時間、9時間眠れば大丈夫だよという感覚の下、ずれもある。しかしアルコールチェックをしてみると飲酒になってしまうと。そういったパターンもあるようであれば、そういったのも進めることによって、さらに減るかと思うんですよ。これはだからやはりそういったずれがある。我々沖縄県民でさえもずれがある中で、米軍でも、このように朝のタイムでこれがあるとなれば、これもどうするかそこにおのずから解決策が出てくるかと思うんですよ。いかにですから、データを取って解決するのが大きな目的かと思しますので、そういうのも活用してやっていただきたいなということです。だから交通事故も大分これからちょっと減ってきたのではないのかなと思いますよ。

ですから最後に確認事項です。我々米軍の事故・事件、飲酒運転をこのように随時皆さんから報告を受けて、それを議論しております。このように沖縄県民の事件・事故、飲酒運転も皆さんデータを取っているというふうに理解してよろしいですか。

○山内敏雄交通部長 基本的にはいわゆる全事故。それからさらに特化した米軍人の事故で、これは飲酒も一緒に、データとしては全体のデータとそれから米軍人に特化したデータを、統計等は取っております。

以上です。

○又吉清義委員 ぜひこのデータも取りながら、我々沖縄県民も本当にどうあるべきか、今の時期は多分また飲酒運転が増えてきたのではないのかなと思うもんですから。またその辺、後で資料等もいただくことも可能ですか。

全てです。事件・事故、飲酒運転。米軍もだから事件・事故、飲酒運転、全

部資料を皆さんやっていますよね。県民も今あるという答弁ですから。

○山内敏雄交通部長 お答えいたします。

今刑事とも調整しましたけれども、基本的には県警のホームページにも掲載されておりますので、ちょっと委員とも細かい、どういった数字が欲しいのかというのも調整が必要かと思うんですけれども、出せる範囲については出していきたいというふうに思っております。

以上です。

○又吉清義委員 後で頂きに行きます。

要するに、我々はだから事件・事故、沖縄県民、米軍と本当にどのようにこういうふう増加傾向があるのか、減少傾向があるのか、何が原因か調べていきますので、やはり統計の仕方は一緒じゃないといけないかと思えますよ。沖縄県のものの統計の仕方、米軍の仕方が別々ではいけませんから、同じような統計の仕方、ぜひあればと思えます。また後で相談しに行きます。

ありがとうございます。以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 よろしくお願ひします。

まず刑法犯のほうについてございます。薬物事犯、この審査期間中はゼロになっておりますが、年累計でちょっと件数と人員が分かれば教えてください。

○吉元隆組織犯罪対策課長 お答えします。

令和7年1月から11月末の薬物検挙ですけども、2件1名となっております。同期比で示しますと、件数では11件10名の減少となっております。

以上です。

○当山勝利委員 かなり減っているんですが、何かそこら辺の要因というのは、何か把握されていますか。

○吉元隆組織犯罪対策課長 検挙人員、人員の減少につきましては、その時々社会情勢、米軍の綱紀粛正、県警の取締りなど様々な要因があると考えられます。検挙件数が減少した要因につきましては、やはり一概にはちょっと申し

上げることはできません。

以上です。

○当山勝利委員 先ほどお答えいただいた件数が2件で人員が1名ということは、1人で2回検挙されたということでしょうか。

○吉元隆組織犯罪対策課長 すみません。ちょっと説明不足なんですけども、1名は別件で窃盗事件で検挙されていて、統計上は人員のほうがこの窃盗のほうに行きまして、薬物のほうで検挙のほうが行かないんですね。実員で言うと2件2人になるんですけど、統計上のカウントとすると2件1名という回答になります。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

実質的には2名ということですね。この2名というのは、基地の内で住んでいるのか、基地の外で住んでいる方なのか、それは分かりますか。

○吉元隆組織犯罪対策課長 すみません。ちょっと正式な資料を持っていませんので、後ほど回答したいと思います。

○当山勝利委員 分かりました。

前年の数字についても、ちょっとそこら辺を教えてくださいたいですので、よろしくお願いします。後ほどという中で。可能ですよね。

○吉元隆組織犯罪対策課長 大丈夫です。

○当山勝利委員 では、出してください、よろしくお願いします。

それでこの薬物はどういう薬物ですか。今年度の2件というのは。

○吉元隆組織犯罪対策課長 今でいうと麻薬、向精神薬なんですけども、大麻になります。

○当山勝利委員 2件とも大麻ですか。

○吉元隆組織犯罪対策課長 そうです。

○当山勝利委員 米軍の中の規則として分かるのであれば教えていただきたいんですが、米軍の中の軍人が大麻を使用した場合は、何か規則に引っかかると、規則で罰せられるというのはあるかどうか分かりますか。

○吉元隆組織犯罪対策課長 すみません。米軍に関してはちよつとこちらのほうでお答えする立場ではないんですけども、もしあれば県警のほうにきちんと情報共有が来ます。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

把握はされていないということなんで、そこはまた別途別のところに聞きたいと思います。

次移りますね。人身事故発生状況について伺います。

この審査期間中で発生件数23件。軍人が重傷、軽傷を負っているんですけども、この23件の中で、県民が死亡もしくは重傷または軽傷を受けた人身事故というのはありましたでしょうか。

○仲里鍛交通企画課長 お答えいたします。

期間中における米軍構成員等による事故の負傷者は24人ですが、うち沖縄県内を住所地とする負傷者の数は23人となっております。重傷・軽傷別についても、数字は手元にはございません。

以上でございます。

○当山勝利委員 その23名というのは、多分軍人の数なんですか。今の23名というのは、何の数を指していらっしゃるんですか。

○仲里鍛交通企画課長 お答えいたします。

まず人身事故の発生件数が23件。負傷者数が24人となっております。そのうち県内に住所地を有するものが、負傷者が23人となっております。

以上でございます。

○当山勝利委員 県内に23人、住んでいらっしゃる方が、死亡か重傷か軽傷か分かりませんが、それぞれの数って分かりますか。23人の。

○仲里鍛交通企画課長 お答えいたします。

負傷者24人のうち県内居住が23名ということで、重傷者が2名、軽傷者が22名でございます。負傷者のうち重傷者1名が県民、残り軽傷者22名については全て県民となっております。

○当山勝利委員 分かりました。

重傷者は県民が1名、県内に住所を有していない方が1名と。軽傷は22名と。分かる範囲内でいいんですけども、補償というのはどういう手続でどのようにされているかというのは県警さんで分かりますか。分からなければまた別のところで聞きます。

○山内敏雄交通部長 個別の事項に関しての補償関係については、県警のほうでは把握しておりません。

○当山勝利委員 では、ここに出てくる数字は、今の数字と変わるのかちょっと分からないんですけども、ここに出てくる数字というのは、あくまでも軍人が死亡または重傷または軽傷を起こした発生件数ですけども、全く死亡も重傷も軽傷もないけれども、事故を起こして県民が死亡もしくは重傷もしくは軽傷を負った交通人身事故って、この期間中何件ありましたか。分かりますか。

○小渡良太郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、人身事故の扱いや件数の数え方等について、整理、確認を行った。)

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

仲里鍛交通企画課長。

○仲里鍛交通企画課長 お答えいたします。

今委員が御指摘のとおり、基本的には米軍が第1当事者の事故が23件で、うち先ほど県民、県内に居住する者の被害は、先ほど申し上げたとおりですので、事故のほぼ全てが県民被害、米軍人は被害を負っていないというのが、今回の数字でございます。

以上でございます。

○小渡良太郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、当山委員から件数の内訳に軍人等とあることについて確認があった。)

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

金良建交通指導課長。

○金良建交通指導課長 御説明します。

人身事故の発生件数の、まず主語が米軍人ですので、第1当事者が米軍人の件数を今回資料として配付させていただいております。ですので、23件の発生というのは、第1当事者が米軍構成員等という形になります。

ですので、その一方、先ほどから説明させていただいているとおり、第1当事者が米軍人で、被害に遭った方、その事故に伴って負傷された方が24名いらっしゃる。24名中23名の方が県内に住居地を抱えている、いわゆる日本人の方が被害に遭っているというような状況になります。

ですので、委員がここに重傷のところは2と数字があるのが、米軍人がけがを負ったというふうに解釈されておられるのであれば、それは被害者の数字がここになっているという形になります。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

ということは、米軍人・軍属家族が起こした事故で、ここに載っている数字は、全部県民もしくは県内に住所があるか県内に住所がないかの数字であって、軍人や軍属や家族の数字は一人たりとも入っていないってことですね。要するに、重傷も死亡も軽傷も負っていないということですね。

○金良建交通指導課長 1件だけは、米軍人が単独で起こした死亡事故が、累計のところはカウントされているという形がありますので、全てないという形ではなくなります。

事故で、単独事故が起きた場合については、被疑者でもあり被害者にもなる。人身事故については、死亡事故についてはそういう形になるので、累計のところの1については、軍人が第1当事者である事故であるんですが、負傷した方も米軍人という形になります。

以上になります。

○当山勝利委員 これの表記が分かりにくいというのはありますけども、そのようであれば、どこか数字はこういう人の数字ですというふうに書いていただくと分かりやすいですし、そして米軍人・軍属、家族の人も数字に入っているわけですから、それがごっちゃに一緒になっているのであれば、それは分かるように表記をしていただきたいと思いますんですが、いかがでしょう。

○金良建交通指導課長 委員の御指摘を踏まえまして、見やすい資料にどうにかできるように、ちょっと検討してまいりたいと思います。

以上になります。

○当山勝利委員 であっても9、10、11月の間で、県民の方々、県内に住所を有している方、有していない方、24の方が交通事故で、重傷が2人いらっしゃるということですので、またそこら辺は米軍のほうにもしっかりとそういう事故で犠牲者を出さないようなことも、申し伝えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○小渡良太郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、令和7年9月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。

なお、先ほど比嘉瑞己委員から要求のあった公安委員の出席につきましては、必要性に鑑みて、それが可能かどうかを含めて確認いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入替え)

午前11時53分休憩

午後1時22分再開

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

次に、米軍関係の事件・事故に係る再発防止策等の進捗についてを議題といたします。

ただいまの議題について、知事公室長等の説明を求めます。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 皆様こんにちは。よろしくお願いいたします。

ただいまタブレットに通知している米軍関係の事件・事故に係る再発防止策等の進捗について、日米合同地域安全パトロール及び単独パトロールについて御説明いたします。

1 ページ目、日米合同地域安全パトロールについては、10月3日の本委員会後に11月1日に第6回、12月6日に第7回が実施されました。

第6回は15名の逮捕者がおりましたが、第7回はゲート通りには米軍人と思われる者もあまり多くなく、また、IDチェックを厳しく求める様子は確認されず、逮捕者はいませんでした。

次に単独パトロールについて御説明いたします。

10月3日の本委員会後、10月から11月までの週末及び米国の休日などの午前1時から5時まで、沖縄市、那覇市及び北谷町において、米軍憲兵隊による単独パトロールが実施されました。

沖縄市では、週末において実施されるパトロールでは逮捕者の数が多く、平日はほとんど逮捕者がいませんでした。また、那覇市では2名の逮捕者がいました。

北谷町での逮捕者数については、米軍に確認をしているところでございます。次に、課題について御説明いたします。

11月22日に憲兵隊による民間人の誤認拘束事案が発生しました。本事案について、在日米軍から、(1)米国籍の民間人を拘束した。(2)在日米軍司令部は、この事案を検証するための調査を指示した。(3)調査が完了するまで単独パトロールを一時停止し、パトロール隊員の再教育を実施していることを確認しております。

県としては、米軍及び政府に対し、誤認拘束の発生理由、米軍憲兵隊への再教育内容及び再発防止策を確認し、具体的な再発防止策が確認できるまでは単独パトロールを中止するよう求めています。

また、誤認拘束のときに、憲兵隊が日本人も拘束できるとの趣旨の発言について、外務省に日本人が拘束できるのか確認したところ、(1)日米地位協定第17条10bに基づき、米軍施設・区域外においては、軍事警察は、必ず日本

国の当局との取決めに従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため、必要な範囲内に限るものとする。

(2) 米軍による軍事警察の使用の対象は、日米地位協定に基づき、個別具体的な状況に即して判断されることになる。

(3) 米軍は在日米軍施設区域の近傍で当該施設区域の安全に対する犯罪が、現に行われている場合などには、関連の合意議事録等に基づき米軍人等以外に対しても軍事警察を使用することができるとの説明がありました。

沖縄における米軍の単独パトロールの場合、米軍人以外に対しても警察権を行使可能か、外務省に確認しておりますが回答はありません。

次に他国地位協定の事例について御説明いたします。

米軍憲兵隊の米軍施設・区域外でのパトロールについて、韓国の平沢市に照会したところ、(1) 韓国では米軍憲兵隊と韓国の警察が合同パトロールを実施している。(2) 在韓米軍地位協定においても、公務遂行中に起きた犯罪に対して、米軍が裁判管轄権を持つようになっているため、米国側が公務遂行中と決定すれば、捜査から裁判まで米軍が処理することになっている。(3) 米軍憲兵隊は基地の外で単独パトロールを行うことはできないと、2013年12月、韓米合同委員会で両国政府が合意した。(4) 上記の合意で、米軍憲兵隊は米軍以外のいかなる人に対しても法執行ができないことを明文化したとの回答がありました。

また、2013年の韓米合同委員会合意が行われた背景についても、(1) 2012年に米軍憲兵が不法に民間人3人に対して手錠をかけた事実がマスコミに報道された。(2) このことが韓国国民の怒りを呼び起こし、米第7空軍司令官が謝罪した。(3) 韓国警察が当該米軍兵士に対して不法逮捕罪を適用し、起訴意見で検察に事件を送致するなど、事件が社会的な問題となった。(4) これらのことを受けて、両国政府が米軍憲兵の兵営外パトロール運営原則を改善することに合意したとの情報提供がありました。

米軍憲兵隊が民間人を誤認逮捕した場合に、韓国側の国内法で当該憲兵隊を罰することができるかについては、平沢市に再度照会中でございます。

通知した資料についての説明は以上になります。

○小渡良太郎委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、米軍関係の事件・事故に係る再発防止策等の進捗について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重

復することがないよう簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 沖縄以外でも、米軍のほうで単独パトロールしている事例があるかどうか、そこはもう他県のことなもので分からないということをおっしゃっていたんですが、県のほうとすれば、これは確認されておりますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

外務省のほうに、本土、沖縄以外の地域で単独パトロールを行っている事例があるかというところを照会をかけているんですけども、ほかの基地所在地の中でやったことがあるようだというような情報があるんですが、細かいところは今確認中だということでございます。

○大田守委員 これはまだ確認できていないということですのでよろしいですね。

リバティー制度ができたのが2014年、それ以前は沖縄は特別にやっていたと思うんですが、その後今、全在日米軍に対して行われておりますよね。だからその点からしても多分一緒の内容じゃないとおかしいんじゃないかと思うんですけども、単独パトロールにすれば、先ほど誤認逮捕された方がいらっしやったと。アメリカ国籍のね。そしてもしこの方がけがを負っていれば、沖縄県警としてはどう対処しますかと。

沖縄警察、県警。どう対処しますかと聞いたら、これに対しては答えができないということであれば、その辺日米地位協定の中でいろいろ決められていることであれば、行政のほうとすればそこはしっかりしないといけないと思うんですよね。行政のほうで、これは明らかに沖縄県警の、警察の執行権内のことであれば、これはやはり行政として看過できないと思うんですが。

沖縄県警の仕事というのは、県民の生命財産も守るのももちろんですが、しかし観光に来ている外国籍の方々も、安心・安全、これをやるのが県警の仕事を思っています。

そういった中では今回の事件に関しまして、もし誤認逮捕であれば、やはりこれは県警として対処すべきではないかと。でもこれは答えられないと。そうであればやはり行政として、どういった形でやれるのか、今後これに対して政府ともっと話し合いをしていくのか。本来国家主権なんですよ。警察権の行使というのは。これは沖縄がそのまま県としても許していけば、私は元の木阿弥

に帰ってくるんじゃないかと。当時の軍政府、琉球政府時代へ。そこへ行かないような形でやらないといけないと思っているんですね。そこは毅然とした県の対応、これをお聞きしたいんですけども。

**○溜政仁知事公室長** まず米軍の単独パトロール等については、リバティー制度を守らせるというか、に基づいて行っているというふうに我々は承知をしていたところでは。

ただ、その誤認拘束事案の中で、その憲兵の1人が日本人も拘束できるんだという発言をしたというところがあって、それについては明確にするべきであろうというふうに考えております。

外務省は、米軍による軍事裁判、軍事警察の使用の対象は日米地位協定に基づき、個別具体的な状況に即して判断されることとなるとは言っていますが、ことは逮捕権の問題ですので、一件一件どうなのだというのを逮捕した後に確認するというのもちょっとおかしな話かなと思っていますので、そこはしっかり外務省が判断を示すべきだろう。ですので、それについてはまずは外務省の考え方というのを整理していただいて、説明してもらうように引き続き求めていくと。その中で、まず拘束が起こった場合、どうなるのかというのは、追及するというか確認をしていく必要があるだろうというふうに考えております。

以上です。

**○大田守委員** 私は確認をしていく場合があるというそういったものではなくて、沖縄県としてやっちゃいけないでしょうと。これは駄目だと。この件に関しては米軍も関係ないと。沖縄県として警察権の行使は沖縄県警がしっかりやるべきであって、駄目だということを私は話すべきだと思っていますし、そのような行動をすべきだと思っています。

あと1つ、そのときもし万が一傷害が起きていた場合には、これは傷害罪として対応するのかどうか。そのMPが、憲兵隊が逮捕できるのかどうか。これも日米地位協定の中では話せませんということだったんですが。私はもし誤認逮捕でけがをしていけば、警察権の行使でもって、けがをしたほうからの告訴なり何なりがあれば県としてこれはできると。明快な態度を示すべきだと思っているんですね。これはいかがでしょうか。この件に関しては、

**○溜政仁知事公室長** 先ほども申し上げましたけど、我々も当然基地外というか県内の治安の維持というのは県警がやるべきものだというのは、当然持っております。その上で、今回の事案、あるいは憲兵隊の発言等について、まず法

的といいますか、地位協定上どうなっているのかという確認をする必要があるだろうというふうに考えていて、その中で今委員から話があったことについても確認していく必要があるかというふうに考えているということでございます。

○大田守委員　これ私確認する事項ではないと思うんですよ。やはり県として検討して、沖縄県で起きた警察権の行使が、どこまで及ぶのかというものだと思うんですよ。これを放棄することになりかねないんじゃないかと。だからこそそこはしっかりと明確にすべきだと私は思いますけれども。これを外務省に問い合わせたかどうかというのではないと思うんですよ。県内における警察権の行使は、沖縄県の問題であると。私はそのように明快にやるべきだと思うんですけども。その明快な答弁をいただけますか。

○溜政仁知事公室長　警察権の行使というのは、当然県警がというか、警察が行うべきというのは当然のことだと思っています。ただ、米軍が行ったパトロールというのは、我々としてはリバティー制度の維持のためにやっていたという、そこは少し違うのかなと思っています、今回のような誤認逮捕についても当然あってはならないということで、我々も大変遺憾に思っているところで、これについては絶対に起こしてはいけないということも当然と思います。

ただ、やはり仕組みというか、その法律、法制度上の問題ということも整理しないといけないということもあるということで、今これまで答弁させていただいたような内容になっているということで、御理解いただければと思います。

以上です。

○大田守委員　憲兵隊が単独パトロールするのも、リバティー制度の、これは憲兵隊の内部の問題であると。米軍の内部の制度の確認の問題であるということとは、憲兵隊が単独パトロールをやっているのは、米軍の公式な行動、職務、職権に基づいてやっているということを確認すると。その結果、米軍人・軍属じゃない人たちを誤認逮捕して万が一けがした場合は、これも米軍の管轄下に置かれると。職務遂行するんだからということになりますけども。

○溜政仁知事公室長　我々の単独パトロールについての考えというのは、基本的には繰り返しになりますけれども、リバティー制度の維持のためにやっているということと、地元の意向を尊重するというに基づいて、反対はしていないという状況でございます。

ただ、その単独のパトロールが県民や観光客について、問題が起きないようにというのは、これまでも日々言っていたことですので、パトロールを行うというのは向こうの公務かもしれないんですけども、それによって問題が発生した場合どうなるかということについては、また別の問題になるかと思っていて、それについて今確認を取っているということですので。

○大田守委員 今回の件に関しましては、アメリカ国籍の方だから、県民もあまり、もうこれはっきり申しまして、怒りが湧いてこない。これはもし本当に日本国籍の人であれば、別の問題になっているんですよ。今の形で、県のほうでそういった態度であれば、今後これは繰り返される可能性もあるんじゃないかと懸念されるんですよ。その点は、今もう確認中であれば、同じような答弁だと思いますので、しっかりと早めに確認していただいて、県ではこの場合には、駄目なら駄目だと。しっかりとやるということを申し上げておきます。以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 お疲れさまです。

まずは1ページのほうで、日米合同地域安全パトロール、11月1日、逮捕者15名で12月6日は0名なんですけど、この15名は、逮捕の容疑というのは、内容は分かりますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 逮捕された容疑といいますか、理由については、リバティー制度に違反をして、路上で酒を飲んでいたりだとか、そういうような行動を起こしたということですので。

○玉城健一郎委員 分かりました。

この15名プラスこれまで逮捕者、日米安全パトロールで28名出ていますけれども、これは全部リバティー制度違反に関して、米軍内規の違反に対しての容疑ということですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 リバティー制度違反ということと、あとIDを見せるの拒否したとか、そういう意味で違いはありますけれども、ほとんどの場

合は内規違反で、1件だけ器物損壊が起こった1件がありますけれども、それ以外はそういう内規違反という形で逮捕されています。

○玉城健一郎委員 分かりました。

確認なんですけれども、地域安全パトロールの場合は県も一緒だからこうだった……。

すみません、2ページのほうなんですけれども、単独パトロールのほうなんですけれども、こちらこれまで77名で、単独で79名逮捕者が出ていますけれども、沖縄市で77名で、那覇市で2名で、北谷は調整中ということなんです、合計で79名の逮捕者の容疑というのは、内容は分かりますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これも合同パトロールと基本的に同じで、リバティー制度の違反ですとかIDチェックを拒否をしたとか、そういうようなことの逮捕になります。

○玉城健一郎委員 分かりました。

こういった合同パトロールも含めて、単独パトロールに関しても、どういった容疑で逮捕されたのか容疑の内容については、米軍から県のほうに報告というのは今来ている状況にあるんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 100%と言えるかどうか分からないのですが、基本的には実施された後に報告が来ているという状況です。

○玉城健一郎委員 分かりました。

ありがとうございます。

続きましてなんですけれども、3ページのほうで、憲兵隊の誤認逮捕についてなんですけれども、今日も沖縄タイムスのほうで、司令官のほうで、あれは誤っていたということで発言がありましたけれども今回の誤認逮捕について改めて県の見解をお願いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回の誤認逮捕については、我々は単独パトロールは、リバティー制度を守らせるという意味では、日本の警察ができない分野ですので、そこについては憲兵隊が行うことについては一定の理解をしていたわけなんですけれども、今回のような形で誤認逮捕、誤認拘束事案が発生したということについては、先ほど公室長からも申し上げたとおり、大変遺憾だということ

とで、強くこれは米側にも申し入れております。

先ほど申し上げたとおり、米側からはこの拘束事案の検証のための調査を実施すると。そして調査を完了するまではパトロール、単独のパトロールは一時停止をする。そして、隊員の再教育を実施しているという説明がございます。

県としては、米軍及び政府に対して、誤認拘束の発生理由、そして米軍憲兵隊への再教育内容、再発防止策を確認して、具体的な再発防止策が確認できるまでは、単独パトロールは中止するよう求めているというような状況です。

○玉城健一郎委員 分かりました。

先ほど大田委員の話の中で、単独パトロールでのこの誤認逮捕について、MP自体は公務内でのものなので、それがMPの誤認逮捕について、日本の刑事法、刑事訴訟法に対応できるのかどうかということに対して、何ともコメントしづらいというお話をしていたんですけれども、他国の地位協定のときに、同様の事件が韓国のほうであった場合に、実際に不法逮捕罪を適用して起訴している状況があるわけなんですけれども、韓国での地位協定の状況、これは在韓米軍地位協定においても、公務遂行中に起きた犯罪に対して、米軍が裁判の管轄権を持つようになっているということで、多分日本とほとんど変わらないと思うんですけれども。韓国のほうでは、しっかり韓国の法律で裁くことができ、一方日本のほうでは、こういう同様の事件が起きたんですけれども、これはしっかり日本の法律で裁くことができるんでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃるところ、我々も非常に関心があるところがございます、ただまだそこははっきりと分からないという状況かと思えます。

韓国の場合は、単独パトロールは行わないような形になっていますけれども、一方では韓国の警察と米軍の憲兵隊との合同パトロールは、しっかり行っているというような状況がありますので、そういう面でも日本とちょっと環境が違うかなと思いますが、こういう誤認逮捕に対しての厳しい対応をしたということについては、我々としてはすごく注目をして、どういう状況だったのかというのは、引き続き確認をしていきたいと思えます。

○玉城健一郎委員 ぜひよろしくをお願いします。

もう一つなんですけれども、今話の中で、韓国では合同パトロールを行っていると思うんですけど、日本の場合、沖縄で、県のほうも合同パトロールの問題、課題点としては、その場で現行犯の事件があった場合に、どちらが逮捕を

するのかという問題がある。それについて、整理がついていないということを答弁されていましたが。県警のほうも、そういった場合があったらお互いの協議はしないといけないけれども、基本的には米軍が優先するということがあったんですけれども、そういったこの整理の仕方、韓国ではどうなっているのかは、ぜひもし知っていたら教えてほしいんですけれども、もしまだ分からないのであれば、ぜひ調査してほしいんですけど、いかがでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長 これからしっかり調べて、比較できるような形で整理したいと思います。

○玉城健一郎委員 ぜひよろしくをお願いします。

では、最後なんですけれども、県警の報告ではこれまで刑法犯が過去最大、過去20年間で最大という状況があって、単独パトロールだったり、合同パトロールをしている。またリバティ制度も適用している状況の中、本当にこれまでの米軍が行っている再発防止策だったりとか、対策が機能しているのか、甚だこの数を見ている限りだと疑問なんですけれども、その辺りについて沖縄県の見解はいかがでしょう。

○溜政仁知事公室長 今年度も結局刑法犯が過去最大になったという話がございいます。我々4月といいますか、これまでも新たなフォーラムですとか、県、県警交えて講話をするとか、いろいろ問題はあるかもしれないんですけど、米軍は外でのパトロールを強化するとか様々な取組をやってきた中で、結果的に犯罪が減らなかったというのは、極めて残念であるというふうに考えています。だから効果がないのかというのは、またちょっと検証というか、まだ効果が現れていないのか、引き続き何が必要かというのは、さらに米軍あるいは外務省等々も意見交換しながら、さらなるその対策というのが打てるのかどうかというのは検討していきたいなというふうに考えております。

○玉城健一郎委員 ぜひしっかりそこは強くやっていただきたいと思います。

ただ合同パトロールにしても、MPの単独パトロールにしても、この課題というのは非常に大きな課題。むしろ日本の主権に関わるような問題というのが絡んでいる状況ですので、そこはしっかり検証しないといけないですし、これについて、まだ回答が出ていない状況の中で出しちゃうから、やはりこういった誤認逮捕が出てきて新たな問題が生まれる。そういう状況にあると思います。

これまで沖縄は本当に占領下にあるときに、警察権も行使ができないという

ような歴史があって、復帰してやっと警察権を自分たちで取れるようになってきた。自分たちの法律で裁くことができるようになってきた。例外、制限もされていますけれども、そういった状況にある中で、やはり県としては、ここに対してしっかり強く言っていないと、県民の生活が守れないと思いますけど、その辺りはどうでしょうか。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

米軍も今パトロールを一時止めて、隊員の教育をやっているという説明がございます。我々としても教育の在り方、再発防止の在り方というのも当然確認しないとイケないですし、先ほど来、御質問があります地位協定上の問題点等も確認する、あるいはそれらの考え方をやはり整理する必要があると思いますので、できるだけ早く考え方もまとめて、外務省にも確認して行って、県の考え方というのも整理する必要があるだろうというふうに考えております。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 米軍の事件が相次いでいることを受けて、この4月からパトロールを始めたわけですけど、皆さんの資料にもあるように、合同・単独合わせてもう107名の逮捕者が出ています。この結果からも、今のリバティー制度は、私は実効性がないと思うんですけども、県はどう思いますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃるように、4月に我々も実際にパトロールに参加する形で、コザのゲート通り、沖縄市のゲート通りの現場を見た際には、想像していた以上に、午前1時を過ぎてもたくさんの米軍人の方が町に出ていて、リバティー制度が機能しているとは言い難いと言わざるを得ないような状況があったと思います。

それから何度かパトロールを重ねていく中で、若干変化が生じてきていると感じているのは、パトロールを実施する際に午前1時近くになると、帰っていく米兵が多くなっていき、お店、飲食店についても、その時間に合わせお客さんを出すとか、その時間に合わせて閉めるとか、そういうような動きをしている様子も見られてきていて、逮捕者数は徐々に減っているのかなという印象を持っております。

ただ、とは言っても、完全にゼロになっているわけではありませぬので、引き続きこういう何らかの取組を積み重ねてくる必要があるのかなというふう

に感じておるところでございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 沖縄市の実施状況を見ると、11月に入ってから6名、18名、12名と決して減っていないですよ。逮捕者は引き続きあるわけですから、やはりこのリバティー制度自体に実効性がないというところをしっかりと皆さん訴えないといけないと思います。

今地元の人たちも複雑な感情があると思うんですね。主権に関わる問題だから、本当は認めたくないんだけど、少しでも抑止になるのであればいいんじゃないかという本当に複雑な気持ちだと思いますよ。だけど問題は、そうやって軍の規律さえ守れない人たちが出歩いていることが一番問題なんだから、基地の中で、出歩かない仕組みをちゃんとつくりなさいということを、堂々とやらないと。こういった主権問題にまで発展しているわけだから、そこら辺、公室長、ちゃんとしっかりと県の態度を示すべきじゃないですか。

○溜政仁知事公室長 今回合同パトロール等を見たことについて、今課長から御説明があったところなんですけれども、我々としてもリバティー制度をいかに守らせていくかということについては、今の仕組みじゃなくて、もっと厳しい取扱いができるのではないかということは、米軍に対しても働きかけていくというか求めていく必要があるかというふうには考えております。

○比嘉瑞己委員 フォーラムの状況はどうですか。こうした意見を皆さんちゃんと伝え切れているのか。

○玉元宏一郎基地対策課長 フォーラムについては、第1回目に行った5月のような規模で議論を、その後も行っているわけではないんですけれども、特にパトロールについては、個別に海兵隊ですとか関係機関、県警も含めて、個別に意見交換をする場を持っておりまして、その中ではまずリバティー制度を守るためのパトロールというのは別に否定はしないけれども、それよりもまず米軍基地内の教育であり、綱紀粛正であり、そういうところが重要だと我々は考えているんだということは、しっかり毎回伝えているところであります。

○比嘉瑞己委員 担当者レベルでなくて、正式にフォーラムの中で議論すべきですよ。5月の開催が最後、もう半年以上もやっていないわけですから、今回この誤認拘束の問題だったり、8月には実際に向こうが逮捕する案件も起きま

したよね。やはりそういうのもあったわけですから、もう早急にフォーラムを開いて、そこら辺きっちり整理する必要はありませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 このフォーラムについては、仕組みとしてはまず原則としては年に1回。ただし必要に応じて開催も可能だということでございますので、これからどのような形で取り組んでいくのかというのは、検討させていただけたらと思います。

○比嘉瑞己委員 最後にもう一回聞きたいんですけど、必要に応じてというんだから、今こそそれだと思えるんですよね。なぜもっと開かないといけないかというのが私の思いなんですけれども、その説明にあるように根拠となっている合同委員会だったり、その議事録でも、基地の近傍でだったらパトロールは認められるというような中身になっているわけですよね。

だけど近傍といいながら、今沖縄市だけじゃなくて、北谷、那覇にまで来ているわけですよ。松山だったら国際通り、繁華街まで、基地の近傍だって言って認めてしまっている。こうやってね、どんどんどんどん向こうが拡大解釈して行って、向こうの警察権がどんどん広がっているような状況になっていると思います。この近傍という言葉について、皆さんどのように思いますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 この近傍という言葉なんですけれども、実はこの言葉を使っているその条文についてはパトロールと直接関連をつけられているところでは実はなくて、米軍基地の近くから米軍基地内ですとかそういうところに攻撃を加えるではないんですけども、そういう力を加えていくような犯罪に対して、警察力を行使することができるというような趣旨のものでございまして、パトロールの実施とは、実際には直接には関連しないというふうな認識でございます。

ただ、そういう近傍の中では逮捕ができるという、状況によっては逮捕ができるというふうに紹介をされているというふうに認識しております。

○比嘉瑞己委員 皆さんが課題としましたこの3ページの資料を見ても、何を言っているかよく分かんないんですよ。米軍警察の使用の対象とかね。すごい抽象的な言葉で、本当に今、軍が行っている米軍パトロールの根拠はどこにあるんですか。何に基づいて彼らは単独でもできるようになっちゃっているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 米軍が単独でパトロールができる根拠として、我々もそう思っていましたし、外務省からも示されている説明は、この3ページにも書かれていますとおり、(2)のアの(ア)のところですがけれども、地位協定の第17条10bという規定がございまして、そこでは米軍施設・区域外においては、軍事警察は日本国の当局との取決めに従う、また連絡して使用される。その後、その使用は合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため、必要な範囲内に限るものとする。これに基づいてパトロールは行われているというふうに承知をしているところでございます。

○比嘉瑞己委員 そのためにも、前提条件としては、日本国と当局との取決めに従うこと、取決めがあるはずなんですよ。その取決めは何ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これも外務省に確認したところによりますと、日本国の当局との取決めというものについては、日米地位協定の合意議事録及び刑事裁判管轄権に関する合意事項などの関連する規定の一体的なものとして指しているという回答でございました。

○比嘉瑞己委員 その合意議事録の中に、近傍という言葉が出てくるんですよ。あくまで近傍の中、近傍に限ってこうした行使は認めるよというふうになっているはずなのに、近傍と言えないところで今やっているという問題だと思うんですよ。そこをちゃんと確認していかないといけないと思います。

今言った、政府が言うこの合意議事録とかの、このものというのは文書で皆さんももらっていますか、公表されているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 公表されている分については、把握しているつもりでございます。

○比嘉瑞己委員 ぜひ合意議事録の資料は、委員会にも提出を求めたいと思います。

最後に公室長、やはりこういった課題を全然整理できていないと思うんですよ。今回の、今朝の報道では米軍は過ちだったと言っているけれども、何が駄目で、何は協定上はもう認められているんだというところをはっきりさせないと、どんどんどんどん拡大していつているというのが今の現状です。そういった意味でも、正式なフォーラムを県が開催を求めるということが大切だと思いますが、いかがですか。

○溜政仁知事公室長 まず先ほども言いましたけど、法的整理といいますか、地位協定上どのような取扱いになっているのかというのを、我々外務省に問い合わせているんですけども、明確な回答はないと思っているので、それは追及して整理をしたいというふうに考えております。

フォーラムについても、当然次のといいますか、フォーラムもどのように行っていくのかというのは、まだ検討は進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 ちょっと弱いですね。フォーラムの開催を求めるという強い立場でないと、またこうした事件、問題が繰り返されますよ。沖縄県が開催を求めるといふ姿勢も出さないといけないですよ。どうですか。

○溜政仁知事公室長 今回の事案については、まずは米軍の考え、我々直接理由等を聞いていないので、まずそういう話合いといいますか、米軍からどういう状況でこういう事案が起きたのかの考え方の整理等も確認する必要があるということは考えています。それはそれとして、フォーラムについても、ぜひ次の開催に向けて進めていきたいというふうに考えているということでございます。

○比嘉瑞己委員 韓国の対応ですよ。韓国警察はこうした違法なことをやった兵士に対しては、不法逮捕罪を適用して検察に事件を送致すると。起訴すべきだというふうにやったわけですよ。こうした毅然とした態度を持たないと、本当に日本が主権国家なのかと問われる問題だと思いますので、すぐにフォーラムの開催を求めてほしいと思います。

以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 1件だけ確認させてください。3ページの民間人の誤認拘束についてというふうなことなんですが、今朝の新聞からすると誤りだったと、米軍側は認めているということなんですが、この時点で（ア）の米国籍の民間人を拘束しましたというのは、米側が言っていることなんでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 米側のほうでそれを認めているということでございます。

○仲宗根悟委員 県としての姿勢なんですけど、再教育の内容と再発防止を確認したと。これは米側に要求していることだと思うんですが、米側も再教育を実施していますよというようなことなんですけど、その内容について、皆さんは確認したいというような内容なんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃるとおり、再教育の内容はどのようなものか。そしてそれと同じぐらい大事なものは、再発防止の実効的な策が取られるのかどうかということだと思いますので、それはしっかり確認をして、確認ができるまでは単独パトロール中止を求めているという状況でございます。

○仲宗根悟委員 少なくとも当日、私は誤認拘束についてというような内容なんですけど、米側は誤認と思っていないんじゃないのかなという気がしてならないんですよ。日本人も拘束できるというような発言もしているわけですから、米側の憲兵隊にとっては、誤認も何もないと、拘束できるんだよというような感覚でしかない。それを踏まえて、皆さんは再教育の内容を確かめたいと言っているんですが、少なくともこの件についてしっかりと明確にしてもらわないと困るよというのが県側の、私たち沖縄県側の立場だと思うんですよね。民間人でも拘束できますよと。とんでもないよということをお伝えしないといけない内容の中で、皆さんも再教育の中にはこういうことを盛り込んでもらいたいということも要求すべきじゃないかと思うんですがね、要請すべきじゃないか。そのことについてはどう触れているのか触れていないのか、お聞かせいただけませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今の段階では、米軍がどのような対応を取るのかというのを確認をするという段階でございますけれども、その回答を得て、我々が不十分だと感じることはありません、それはしっかり申し上げていくというふうに考えています。

○仲宗根悟委員 課長ね、僕が言いたいのは、米側の回答を待つというようなじゃなくて、少なくとも県側は県民の生命財産を守る立場からすると、皆さんはこういう教育をしないと駄目ですよぐらいの感覚で、さっきから言う毅然

とした態度というのはその辺じゃないのかということなんですよ。それはいかがでしょうかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々としても、今確認をしているという回答の中ではそういうふうにお話しましたけれども、その前提として、こういうことあった、非常に遺憾であるということをお伝えをして、再発防止策が取られない間は実施をしてはいけないというふうな考えをしっかりと伝えておりますので、それについては県の意思は伝わっているというふうに考えております。

○仲宗根悟委員 韓国の事例も今あるようにですよ。しっかりと米側がこういう教育の内容をやっていますというような回答を得て、自分たちもそうしなさいというようなことじゃなくて、少なくともこういうことを拘束できますよということを改めないと困りますよねと。しっかりとここは我々主権に関わるような問題ではあるわけですからね。県側としてはしっかりと沖縄県民の生命財産を守る立場からすると、もっともっと毅然として、こういうことがまかりならんよというようなことを突きつけて、その教育の中にね、取り組みなさいぐらいのことを言わなくちゃ駄目ですよ。

以上、終わります。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○小渡良太郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、米軍関係の事件・事故に係る再発防止策等の進捗についての質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

午後 2 時 7 分休憩

午後 2 時 12 分再開

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

次に、知事公室長等関係の陳情令和 6 年第 135 号外 12 件を議題といたします。

ただいまの陳情について、知事公室長等の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった場合に  
あった部分についてのみ説明をお願いいたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、知事公室長所管の陳情につきまして、御説明いたします。

ただいま表示しましたのは、陳情の目次でございます。

米軍基地関係特別委員会に付託された陳情は継続が11件、新規が2件、合  
わせて13件となっております。

継続審査となっております陳情については、処理方針に変更があった部分の  
みを御説明させていただきます。

ただいま通知しましたのは、4ページ目、陳情令和6年第135号常態化する  
米軍パラシュート降下訓練に関する陳情でございます。

6ページ、9行目でございます。

「なお、伊江島補助飛行場においては、修繕工事が完了し、令和7年12月  
15日以降、大型固定翼機の運用が再開されております。

県としては、今後とも、嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練が実施  
されることのないよう、取り組んでまいります。

次に、新規の陳情2件について御説明いたします。」

30ページ、陳情第154号常態化する米軍パラシュート降下訓練に関する陳情  
でございます。

31ページ、1から3までについて、陳情令和6年135号と同じとしておりま  
す。

次に32ページ、陳情第177号米軍構成員等による性的暴行事案に関する通報  
体制の改善と徹底を求める陳情でございます。

33ページ、1から6について、令和6年7月に政府から示された、在日米  
軍による犯罪における国内情報共有体制では、米軍人による性犯罪であって、  
捜査当局による積極的な広報がなされない事件について、捜査当局による事件  
処理がしかるべく終了した後、起訴の場合だけでなく、不起訴の場合であって  
も被疑者により犯行が行われたと認められる事案については、政府から地方自  
治体に情報を伝達することになっております。

また、その中では、犯罪予防の観点から、迅速に対応を検討する必要がある  
ことに留意し、可能な範囲で地方自治体に対しての情報伝達を行うこと、また、  
情報伝達に当たっては、被害者のプライバシー保護に留意することなどとされ

ております。

事件の公表については、被害者の心身の負担にならないよう、その方の心情に配慮して慎重に対応することが重要と考えており、被害者が望まない場合は、県が情報を得て抗議を行った場合でも、積極的に公表をしない等の対応を取っているところです。

被疑者への支援については、現在、事件後から県警と沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターなどの関係機関が連携し、被害者のケアや支援を行っているところです。

県としては、地域住民の安全の確保及び米軍の再発防止の取組につなげるため、基地内で発生した事案を含め、県内で発生した米軍人等による日本人が被害者となった性的暴行事案については、速やかに県が把握する必要があると考えております。

このため、これまで政府に対し、事件発生後の速やかな通報を求めているところであり、通報制度や情報共有体制の検証及び見直しを求めることを含め、今後も適切に対応してまいります。

7について、通報体制の運用や改善、米軍による性犯罪事案の国会への報告と検証については、国において検証されるべきものと考えております。

8について、外務省によると捜査当局において被害者の名誉等に甚大な影響を与えることなどを考慮して、非公表とすべきと判断したものについて、外務省においても捜査当局における判断を踏まえて、事務方において関係者に対する情報提供は控えたとのことであり、この対応については既に改めているとのことです。

県は、政府に対し、県への通報を徹底するなどの要請を行っており、今後も速やかな通報を求めてまいります。

9について、日米合同委員会合意については、県はこれまで、合意事項を速やかに公表する旨を地位協定に明記することを求めており、1997年に合意された事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）に基づく協議事項を含め、引き続き合意事項を公表することを求めてまいります。

また、本陳情の6については、公安委員会との共管となっていることから、警察本部から御説明いたします。

**○砂辺操警察本部刑事企画課長** 6について、在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続は、日米合同委員会の下で定められたものであり、政府で運用されているものと承知しております。

県警察においては、性犯罪の被害を認知した際、その時点で被疑者が特定さ

れているか否かにかかわらず、また、被疑者の属性を問わず、事件覚知当初から、まず女性警察官等などが被害者に対し、警察が行うことのできる被害者支援の説明を行い、その上で、被害者の要望に応じて、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携を密にする、専門家などによるカウンセリングを公費で行う、犯罪被害者支援団体である、ゆいセンターを紹介し、きめ細かな支援につなげるなどしております。

引き続き被害者のプライバシー保護に十分配慮、配慮しながら、被害者の心情に寄り添った支援をしてまいります。

警察本部の説明は以上です。

○溜政仁知事公室長 知事公室の所管に係る陳情についての処理方針の説明は、以上となります。

○小渡良太郎委員長 知事公室長等の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、陳情番号をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員 お願いします。

30ページ。新規の陳情第154号ですけれども。以前から続いている嘉手納のパラシュートに関してですけれども。伊江島の飛行場の状況をいま一度お聞かせください。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

伊江島の補助飛行場については、12月15日に修繕工事が完了したということで、再開の記念式典がございました。そこに私は参加してきました。県からですね。その際の説明では、工事については4月1日から始まって10月とかに終わったと。

ただその後、飛行再開に向けて認証の手続、これがかなり厳しいものがあるらしくて、それをやって12月15日の再開になったというようなこととございました。

以上です。

○米須清一郎委員 2月15日から伊江島飛行場は使えると、運用されていくという状況になって、この陳情にもありますパラシュート訓練ですけれども、今後どのようにこのパラシュート訓練をやっていくかというのは、米軍のほうからの説明と県から聞いている部分というのがありますか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

そのときの米軍ウォルフォード司令官の説明は、たしかこの伊江島補助飛行場を再開するに当たって、パラシュート降下訓練のオプションが増えたという趣旨の発言をしていたと思います。

我々の認識としては、あくまでも今嘉手納飛行場でやっているものについては、例外的な要件が4つあって、それに従ってやられたということで、例外的な要件で、伊江島補助飛行場が工事中で使えないと、固定翼機が降りられないということがあったので、例外的に実施したものと理解しております。

そのため、この伊江島補助飛行場が再開されたことによって、この要件はなかなか満たさなくなるんじゃないかというふうに考えておりますので、伊江島補助飛行場の工事前の状況に戻るのかなというふうに考えております。

なお、そのときに司令官が話していたんですけども、海兵隊としては今日から3日間、今日、明日、明後日にかけて、パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場で実施するというような話がございました。今、伊江島村役場からは、今日パラシュート降下訓練が実施されているという話は伺っているところです。

以上です。

○米須清一郎委員 県としてS A C O合意を基にした考え方というのはあると思うんですけども、今回の伊江島で米軍側に聞いた話で、オプションが増えたというのは、何か県の認識と違う捉え方ということですかね、米軍側は。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

私の認識としてはあくまでも例外的な要件に合致すれば、それは嘉手納飛行場でもできるという合意がありますので、その部分はあくまでも例外的な部分に限るものかなというふうに考えております。

以上です。

○米須清一郎委員 それを、米軍側がS A C O合意を基にした考えを今も持っているのかどうかと、いま一度お聞きしていいですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練が実施されるというノータムが発信されるんですけども、そのたびに県のほうとしては、事前に沖縄防衛局と外務省のほうに対しては、あくまでも例外的要件に合致している場合にしかできませんよねということを確認しております。政府のほうとしても、それについては随時米側のほうには、そういう要件に合致したものしかできませんよねということを確認しているということと、あと地域の安全に配慮した形で実施してくれということは申し入れているというふうな回答は受けているところです。

以上です。

○米須清一郎委員 そういう今の御答弁の一方で、米軍側が嘉手納でもいつでもできるようなスタンスでいるんじゃないかなというのをとても懸念しています。私は前に委員会で発言したんですけども、地元北谷町議時代に、この件で米軍側に、あちこちに要請に行く中で米軍関係者と話したときに、もう全然違う話をしていたんですよ。伊江島のことを全く言わないで、我々は即応訓練のためにやっていますみたいな。今必要なのを必要なときにやっていますというような感じの説明だったんですね。何か認識が違うなというような。要はいつでも今後もやっていくというのを懸念しているんですけども。その辺をしっかりと確認する必要があるのでしょうか。要するに嘉手納では基本やりませんよと。要するに例外が例外ではないような状態が続いているような感じですけども、今後は基本やらないというようなことを、米軍側にしっかりと確認する必要はないのでしょうか。

○又吉信基地対策統括監 米軍のほうとは、定期的ではないんですけども意見交換する機会がありますので、そういうふうな用件については、こちらからも直接確認してみたいと思います。

○米須清一郎委員 あとその一方で、伊江島側が、時間がたってまた工事で運用を再開するに当たって、今後の伊江島での運用というのをどういうふうにしていくのかとかということもまた確認しないといけないと思いますし、地元自治体も、特に説明がないとか安全対策とか懸念しているということのようですので、要するに嘉手納がよくて、伊江島が分からないということじゃなくて、今後の伊江島の訓練の運用についても確認し、また地元自治体、地元住民の理解を得ていく必要があるんじゃないのでしょうか。

○溜政仁知事公室長 委員がおっしゃっているとおり、伊江島でだからといって何でもやっていいというわけではなくて、大前提としては安全対策をしっかりと取るというのは、もう大前提だと思います。

その上で、伊江村としましてはパラシュート降下訓練については容認をしている立場なんだけれども、重量物の投下訓練についてはやらないようにという、危険性があるという理由で反対をしているという立場ということの説明を受けています。

ですので、それについては機会あるごとに政府に対しても、伊江島の考え方というのを伝えていきたいなというふうに考えているところです。

○米須清一郎委員 本当にSACOから時間がたっていますから、今の状況というのをしっかり確認して、今後の安全対策含めて、住民がもう既に不安を抱えている状態が続いていますので、そこを解消していくようなことを県としてしっかり求めていってほしいと思います。

以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしくお願ひします。

新規陳情のもの、33ページのほうなんですけれども、これは通報手続について改善と徹底をするようにという陳情なんですけれども、知事公室の回答として、令和6年7月に政府から示された在日米軍による犯罪における国内情報共有体制で、今行っているということなんです。

陳情者としては、24時間以内の例外なき通報義務化ということで、どちらかといえば、この97年の合意に沿ったことをやるべきじゃないかという主張をしています。

今回この国内の情報体制、在日米軍による犯罪の国内の情報共有体制というものは、政府から発表というものはあったんですけれども、実際にどのような形で共有していくのか、どういった場合はこういうケースをしていくとかいうことで、以前の合意の場合だったら文書でしっかり示されていたと思うんですよ。この図だったりとか、こういったものというのは政府から示されていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

今回の昨年発表された新たな情報共有体制については、文書のような形で正式に示されているというものではなくて、発表されたということからスタートしているというものになっております。

○玉城健一郎委員 分かりました。

発表という状況の中で、いわゆる文書でしっかりとした、こういった場合にこういうことをするとかそういうものを示されていない中、これだけの発表という、多分お互い政府からの発表の部分でしか我々は分からないと思うんですけども、例えばこういったときにこういう状況になるとか、この文章の中では例えば性犯罪だけなんですけれども、性犯罪以外の重犯罪の場合はどうなのかとか、そういったものというの示されていないわけで、こういった点ってしっかり示してもらわないといけないんじゃないでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

今委員がおっしゃるとおり、昨年度のこの新たな情報共有体制は、性犯罪を対象にしているものになっております。それ以外の犯罪について、昨年の時点で何らかの発表がされているということではありませんけれども、今のところ凶悪犯罪ですとか、県警が広報している案件とかについては情報提供は受けておりますが、何らかの改善点が出てくる場合には、我々としても関係者と意見交換なりをしていきたいと思っております。

○玉城健一郎委員 私たちからしてみれば、やはり共有体制自体も口頭で言っている部分なんで、しっかりとした図で、こういった場合に、性犯罪においてもしっかりとどこから情報が来るのか、ルートも含めて、県としてどうやって情報発信するべきなのかとか、そういったものもしっかり求めていくべきだと私は思います。

この陳情の7に対しての対応なんですけれども、運用状況や改善状況を定期的に国会に報告し検証可能にすること、これは確かに国において検討されるものなんですけれども、実際この基地内で起こっている事件・事故というのは米軍からの報告というのは今ありますか。報道ではありましたけど。

○玉元宏一郎基地対策課長 今委員のおっしゃられているのは、基地内で起こった性犯罪のことだったり……。含めてですね。

それについては例えば警察なりが事件として把握しているものが、通報体制

のルートに乗って沖縄県に来る場合もあるかと思いますが、基本的にはそれ以外のことについては把握できていない可能性があります。

○玉城健一郎委員 それ以外に対してというか、基地外のもの警察が覚知して、その時点でここからルートって出てきますけど、基地内の場合は把握していない可能性があるということが県の見解。警察はどんなですか、知っていますか。

○砂辺操刑事企画課長 基地内の状況にありましては、米軍関係者等から確認をして把握しております。

○玉城健一郎委員 県警として把握している数値というのは、実際県警も広報していますか、公表していますか。

○砂辺操刑事企画課長 日米地位協定の解釈についてはちょっと答弁を差し控えますが、裁判権を行使する権利を競合する場合に、全ての事件の処理については相互に通告しなければならないという手順がございます。

○玉城健一郎委員 私の質問の意味としては、基地内で起こった性犯罪も含めて、事件だったり犯罪のものに関して、恐らくMPが対応していると思うんですけども、そういった事件に関して、県警はどういったことが起こっているのか、件数は何件なのか、相手は米軍人なのか日本人なのか、そういったものも含めて把握しているかということなんですけど、今の話は裁判権のもので、これは多分基地外の話だと思うんですよ。基地内でどうですかということなんですけど。

○砂辺操刑事企画課長 基地内での犯罪に関しましては、第一次裁判権がございましたら犯罪通報で県警のほうに連絡が来ることになっております。

○玉城健一郎委員 ということは、第一次裁判権がないものに関しては、県警も分からないというふうな認識でいいですか。

○砂辺操刑事企画課長 犯罪通報は、合衆国軍隊の構成員などが、日本国が第一次裁判権を有する犯罪を犯した場合と、合衆国軍隊の構成員または軍属が、日本国または日本人に対して、公務執行中の作為または不作為から生ずる罪を

犯した場合に、それを認知した日米いずれかの当局が他方の当局に書面で通知するものということでございます。

○玉城健一郎委員 分かりました。

ということ全体総数ではなくて、米軍から第一次裁判権があるものに関しては覚知しているというふうな認識で理解しましょうね。

すみません。ここで知事公室に確認したいんですけども、こういった基地内での事件、性犯罪も含めてなんですけど、米軍がどういった事件が起きているのかというのを、県警自体もしっかり把握していない状況。治外法権はもちろんあるにしても地位協定上守られていて、でもただ同じ沖縄県内で起きているものに対して、沖縄県が行政として、特に日本として分からない状況というのは、これは少し問題があると思いますけど、その点についていかがでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃられている問題意識については理解しております。ただこれまでその点について、深く議論していない状況もありますので、外務省なり国にも、こういう御意見があったということもお伝えしながら、何かできることがあるのかということも含めて、少し議論してみたいと思います。

○玉城健一郎委員 そうなってくると、7について国において検討されるべきではなくて、県からもしっかりとこういったものに対して要請していくべきだと思いますけれども、知事公室長、いかがでしょうか。

○溜政仁知事公室長 国会での検証をどうするかというのは、やはり国会において検討されるべきだとは思いますが、今あった事件、基地内であっても沖縄県内で起こっている事件・事故等について、どのような把握の仕方があるかとか、どういうふうにすべきかというのは、まず県の中でも少し議論させていただいて、外務省とも意見交換をさせていただければなというふうに考えているところです。

以上です。

○玉城健一郎委員 ぜひよろしくをお願いします。

最後なんですけど、9番なんですけれども、事件・事故通報手続に関する特別作業班ということで、こちら県はこれまでに速やかに公表する旨を地位協定

に明記することを求めています、ということなんですけれども、合意事項というのはいち切沖縄県自体も分からないという状況で今やっているのでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今委員がおっしゃった合意事項というのは、日米地位協定の合意議事録ですとか、刑事裁判権に関する合意ですとか、そういうことも含めて、広い面でおっしゃっているかと思えますけども、公表されている部分について、我々も入手をして把握をしておりますし、それについて理解をある程度していると思えますが、この特別作業班のことについては、私たちの手元の資料では、こういう作業班があって目的はこういうことだということが文章になって残っているものがありますので、それについては把握をしております。

○玉城健一郎委員 協議の内容自体も把握されているということですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 この特別作業班の協議の内容そのものを把握しているわけではないかもしれませんが、結果としてつくられたのが、先ほど来話題になっている1997年からの通報手続について、それをまとめられているというふうに認識しております。その中にこの事件・事故の通報手続に関する特別作業班の付託事項において示されている基準を満たすものでなければならないというような形で、関連をつけられているというふうに理解をしております。

○玉城健一郎委員 分かりました。

また今度これ教えてください。ありがとうございます。

以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○小渡良太郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

付議事件の審査及び陳情に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

陳情令和6年第135号外12件を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小渡良太郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件についてを議題といたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情13件と、ただいまタブレットにお示ししました本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小渡良太郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、先日委員長案をお示ししました米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書の提出について、休憩中に御協議をお願いいたします。

日程に載せる、載せないの協議を踏まえて。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議)

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの意見書の提出につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小渡良太郎委員長 御異議なしと認めます。

さよう、決定いたしました。

意見書等の提出についてを議題といたします。

ただいまの意見書の提出については、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出等について協議した結果、議員提出議案として提出する。提出者は本委員会の全員とする。提案理由説明者は委員長とする。要請方法は全て直接要請とする。議長に対して、関係要路に要請するため、議会代表として本委員会の委員を派遣するよう申し入れることで意見の一致を見た。)

午後 2 時 54 分 休憩

午後 4 時 45 分 再開

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書を、議員提出議案として提出することとし、提案方法等につきましては休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小渡良太郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、意見書の文案、最終的に字句の修正、てにをは部分が発生した場合には、委員長に御一任ということで、よろしく願いいたします。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 小 渡 良太郎